

信用保証 ハンドブック

2026



きっかけは、その保証でありたい

滋賀県信用保証協会

まえがき

この「信用保証ハンドブック」は、信用保証の取り扱いのポイントをまとめ、金融機関のご担当の皆さまが保証付融資の取り組みの際に、より正確かつ迅速にご対応いただけるように作成いたしました。

本書により当協会の信用保証業務についてご理解を深めていただき、今後の保証推進にご活用いただければ幸いです。

令和8年7月

滋賀県信用保証協会



信用保証ご利用のメリット

- 1 金融機関からの融資がスムーズに受けられ借入枠が拡大します。**
 - 信用保証協会が公的な「保証人」になるため、事業資金をスムーズに借り入れることができ、また、金融機関のプロパー融資と保証付融資を併用することで、借入枠が拡大されます。

.....
- 2 借入枠の確保が可能になります。**
 - 根保証(当座貸越根保証、事業者カードローン根保証等)は一度借入枠を設定すると、業況等に変化がない限り、反復・継続してご利用いただけます。

.....
- 3 不動産担保を有効に利用できます。**
 - 信用保証協会が担保設定する方法と既存の金融機関設定担保を活用する方法があります。
 - 信用保証協会に担保を差入れる場合は、担保設定時の登録免許税が通常の2分の1に軽減されます。

.....
- 4 経営者保証不要の融資が受けられます。**
 - 一定の要件を満たせば、経営者保証を不要とした融資が受けられます。

.....
- 5 有利な条件で融資が受けられます。**
 - 無担保・無保証人の保証制度をご用意しています。
 - 県・市町の融資制度をご利用いただくと、低金利、低保証料率で融資を受けられます。

.....
- 6 さまざまな経営課題の解決を支援します。**
 - 専門家の派遣や経営のヒントとなる相談会や各種セミナーの開催など、創業支援や経営支援にも力を入れています。

目 次

第1 信用保証制度のしくみ

1 信用保証協会の役割	1
2 信用補完制度	1
3 責任共有制度	
(1) 責任共有制度の概要	1
(2) 金融機関の負担金割合	1
(3) 対象除外となる保証	1

第2 協会を利用できる中小企業者

1 企業規模	
(1) 個人の場合	3
(2) 法人の場合	3
(3) その他	4
2 事業の本拠所在地	
(1) 個人の場合	5
(2) 法人の場合	5
3 業歴	
(1) 業歴	6
(2) 制度要綱等に定めがある場合	6
4 業種	
(1) 保証の対象となる業種	6
(2) 保証の対象にならない業種	7
5 許認可	8
6 その他の要件	12

第3 保証の内容

1 保証の限度額	
(1) 一般枠の一企業者に対する保証限度額	13
(2) 国が定める特別保証	13
2 保証の期間	13

3	資金の使途	13
4	連帯保証人	
	(1) 一般事業者における連帯保証人	13
	(2) 組合における連帯保証人	14
	(3) 保証人が法人の場合	14
5	担保	14

第4 保証申込手続

1	保証利用の要件	
	(1) 資格要件の再確認	15
	(2) 保証申込	15
2	保証申込書式の記入時の注意点	
	(1) 保証申込時の注意点	15
	(2) 保証申込書式の記入要領	16

第5 保証内定後の手続

1	保証内定のお知らせ	18
2	連帯保証人の取入れ	18
3	連帯保証人等の意思確認	
	(1) 連帯保証人に対する意思確認	19
	(2) 担保提供者に対する意思確認	20
	(3) 連帯保証承諾書等の提出時期	20
4	信用保証書	
	(1) 保証決定のお知らせ	20
	(2) 保証契約の成立	20
	(3) 信用保証書の有効期限	21
	(4) 信用保証書の訂正	21
	(5) 貸付時の留意点	21
	(6) 信用保証委託契約書の取入れについて	21

第6 保証条件変更

1 保証条件変更申込にあたって	23
2 申込時の提出書類	24
3 条件変更内定のお知らせ	25
4 条件変更決定のお知らせ	25
5 変更保証書	
(1) 変更保証書の有効期限	25
(2) 変更保証書の訂正	25
6 変更手続き時の留意点	25
7 変更届出書にて行う変更事項	
(1) 被保証人に関する変更	25
(2) 連帯保証人に関する変更	26

第7 経営支援について

1 経営支援の現状、目的	27
2 主な保証制度について	
(1) 事業再生計画実施関連保証(経営改善サポート保証)	28

第8 保証期間の始期と終期

1 始期	29
2 終期	
(1) 月末貸付実行以外の場合	29
(2) 月末貸付実行及び応当日不存在時の特例	30
(3) 手形割引根保証の場合	30
3 返済日	
(1) 返済日の考え方	31
(2) 「大の月の30日」の貸付実行の注意点	31

第9 信用保証料

1 責任共有保証料率と信用保証料率	
(1) 保証料率体系の内容	33
(2) 定性要因を加味した保証料率の割引	33
(3) 信用リスクの評価	34
(4) リスク考慮型保証料率決定プロセス	34
2 信用保証料の計算	
(1) 月数保証と確定日保証	35
(2) 保証期間	35
(3) 据置期間	35
(4) 据置金額	36
(5) 一括返済条件の信用保証料の計算式	36
(6) 均等分割返済条件の信用保証料の計算式	36
3 保証条件変更の信用保証料計算	
(1) 保証条件変更時の保証料率	38
(2) 保証期間内の条件変更	38
(3) 保証期間経過後の条件変更	40
4 信用保証料の徴収方法	40
5 信用保証料の返戻	
(1) 最終履行期限前に完済された場合の信用保証料の返戻	41
(2) 信用保証料返戻事務について	41
(3) 信用保証料返戻事務手続の流れ	41
(4) 信用保証料返戻の計算方法	42
6 信用保証料差引計算	
(1) 「貸付予定日」の記入について	44
(2) 信用保証書の記載と融資実行	44
(3) 差引計算対象外の保証	45

第10 信用保証協会団体信用生命保険制度

1 保証協会団信の概要	
(1) 加入資格	46
(2) 被保険者	46
(3) 加入の対象となる融資限度額	46
(4) 加入の対象となる貸付形式・融資期間等	46
(5) 団信特約料	46
(6) 告知義務	47
(7) 保険事故発生の場合	47
(8) 団信からの脱退	47
(9) その他の注意点	48
2 「保証協会団信」特約料の目安	49

第11 様式モデル

1 様式モデル	
(1) 様式モデル1 信用保証の申込をされるお客様へ	50
(2) 様式モデル2 金融機関ご担当者へお願い	51
(3) 様式モデル3 個人情報の取扱いに関するご説明	52
(4) 様式モデル4 個人情報の取扱いに関する同意書	54

第12 書類記入要領

1 書類記入要領	
(1) 記入要領1 信用保証委託申込書・申込人(企業)概要	56
(2) 記入要領2 信用保証依頼書	58
(3) 記入要領3 保証条件変更申込書	59
(4) 記入要領4 保証条件変更依頼書	62
(5) 記入要領5 確定決算書・申告書送付書	63
(6) 記入要領6 事業再生計画実行状況等報告書(記載例)	64

第13 金融機関向けよくあるご質問

1 金融機関向けよくあるご質問	
(1) 目次	65
(2) Q&A	68

第 1 信用保証制度のしくみ

1 信用保証協会の役割

信用保証協会(以下、「協会」といいます。)は、中小企業・小規模事業者の皆さまが金融機関から「事業資金」を調達する際に、保証人となって融資を受けやすくなるようサポートする公的機関です。

万一、何らかの事情により中小企業者が借入金を返済できなくなったとき、協会は中小企業者に代わって金融機関にその借入債務を支払います(代位弁済)。

代位弁済後、協会は中小企業者に対する求償権を得て、債権者となり、中小企業者は協会に対して求償債務を返済することになります。

2 信用補完制度

信用補完制度とは、中小企業者、金融機関、協会の三者から成り立つ「信用保証制度」と、これを再保険する株式会社日本政策金融公庫の「信用保険制度」の総称です。

3 責任共有制度

平成19年10月1日より協会の保証付融資について、協会と金融機関とが適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行及びその後における経営支援や再生支援を行うことを目的とした「責任共有制度」が導入されました。

(1) 責任共有制度の概要

金融機関は、次のいずれかの方式を選択することになります。

① 部分保証方式

金融機関が行う融資額の一定割合を保証する方式

② 負担金方式

金融機関の過去の制度利用実績(代位弁済率等)に基づき一定の負担金を支払う方式

(2) 金融機関の負担割合

金融機関の負担割合は20%になります。

(注1) 部分保証制度(特定社債保証、流動資産担保融資保証等)については、金融機関の方式選択にかかわらず保証割合は80%となります。

(3) 対象除外となる保証

以下の制度については責任共有制度の対象外(保証割合は100%)としています。

① 小口零細企業保証制度(全国小口保証)

② 特別小口保険にかかる保証

③ 経営安定関連特例(セーフティネット) 1号から4号、6号にかかる保証

④ 災害関係特例にかかる保証

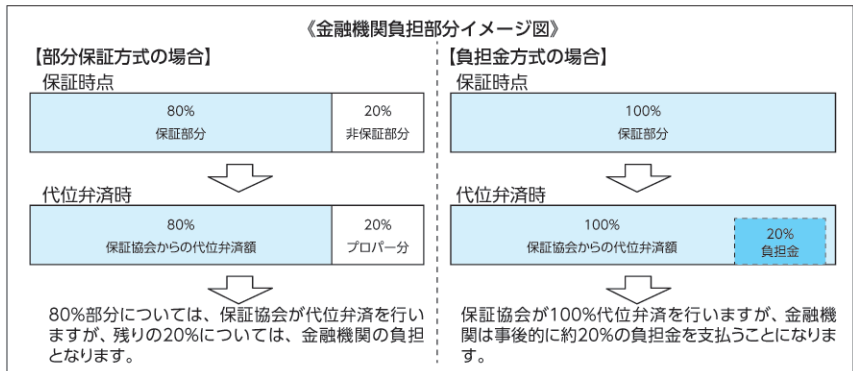
⑤ 創業関連特例(再挑戦支援保証含む)にかかる保証

- ⑥ 事業再生保険にかかる保証
- ⑦ 求償権消滅保証
- ⑧ 破綻金融機関等関連特別保証(中堅企業特別保証)
- ⑨ 危機関連保証
- ⑩ 東日本大震災復興緊急保証
- ⑪ 事業再生計画実施関連保証(責任共有対象外の同額借換)

責任共有制度のスキーム

	信用保証			
責任共有対象	責任共有対象保証			責任共有対象外保証
対象保証制度	右記①～③に該当しない保証		⑫特定社債保証 ⑬流動資産担保融資保証	①全国小口保証 ②特別小口保証 ③経営安定関連保証 (1～4号、6号) ④災害関係保証 ⑤創業・再挑戦支援保証 ⑥事業再生保証 ⑦求償権消滅保証 ⑧破綻金融機関等関連特別保証 ⑨危機関連保証 ⑩東日本大震災復興緊急保証 ⑪事業再生計画実施関連保証 (責任共有対象外の同額借換)
責任共有方式 (金融機関)	負担金方式	部分保証方式	(既存部分保証)	
保証割合	100%	80%	80%	100%
保証料率	責任共有保証料率			信用保証料率

「責任共有保証料率」は、保証委託額に対して計算される保証料を貸付金額に対する率で表示したものです。
「保証料率」は、保証委託額に対する率です。



第2 協会を利用できる中小企業者

協会を利用できる中小企業者であるためには、次の1～6の各要件を満たすことが必要です。

1 企業規模(資本金の額または出資の総額、従業員数)

(1) 個人の場合

常時使用する従業員(注1)が、次表に定める範囲内であること。

(2) 法人の場合

常時使用する従業員(注1、2)が、次表に定める範囲内であること、または資本金の額(出資の総額)が次表に定める範囲内であること。

業 種	資本金の額 (出資の総額)	常時使用する従業員
製造業(運送業、建設業、不動産業、鉱業、旅行業、金融・保険業(保険サービス業を除く)等を含む)	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業(自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業ならびに工業用ベルト製造業を除く)		900人以下
ソフトウェア業		300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業(飲食業を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
医業を主たる業とする法人	—	300人以下
医業を行う個人	—	100人以下
NPO法人(特定事業を行うものに限る)	—	300人以下
小売業		50人以下
卸売業・サービス業		100人以下

(注1) 常時使用する従業員とは

事業主、事業主と生計を一にしている三親等内の親族(有給であっても)、臨時雇用(パート・アルバイト)の従業員、法人の役員は含みません。

なお、名目は臨時雇用であっても、実質常時雇用的なもの(年間営業日数の半数以上就労しているもの)については常時使用する従業員の範囲に含まれます。

(注2) 常時使用する従業員数が要件の人数の9割を超えている場合、従業員数を確認できる資料(法人の事業概況説明書、労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書、日本年金機構等公的機関による証明書等)が必要です。

(参考) 会社とは

合同会社、合名会社、合資会社、株式会社、特例有限会社及び士業法人とします。

なお、外国会社で資本金が外貨建で表示されている場合は、「外国為替の取引等の報告に関する省令」第35条第2号に基づき財務大臣が日本銀行本店において公示する相場で円換算を行い、貸付実行時点において資本金要件に該当するか否かを判定するものとします。

(3) その他

組合の場合は、当該組合が保証対象事業を営むこと、またはその構成員の3分の2以上が保証対象事業を営むこと等が要件であって、組合自体の出資の総額及び従業員についての規制はありません。(ただし、構成員に規制を設ける場合があります。)保証対象となる組合とその要件は次表のとおりです。

組合の名称		保証対象となる要件
中小企業等 協同組合	事業協同組合	保証対象事業を営むものまたは構成員の3分の2以上が保証対象事業を営むもの
	事業協同小組合	
	協同組合連合会	
	企業組合	
消費生活協同組合(同連合会)		
農業協同組合(同連合会)		
水産業協同組合		
森林組合(同連合会)		
生産森林組合		
協業組合		保証対象事業を営むもの
商工組合(同連合会)		保証対象事業を営むものまたは構成員が保証対象事業を営むもの
商店街振興組合(同連合会)		保証対象事業を営むものまたは構成員の3分の2以上が保証対象事業を営むもの
生活衛生同業組合(同連合会) 生活衛生同業小組合		直接または間接の構成員の3分の2以上が5,000万円(卸売業1億円)以下の資本金である法人または常時50人(卸売業またはサービス業100人)以下の従業員を使用するもので、保証対象事業を営むものまたはその構成員が保証対象事業を営むもの
酒造組合 (同連合会、同中央会)		直接または間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が3億円以下の資本金である法人または常時300人以下の従業員を使用するもの
酒販組合 (同連合会、同中央会)		直接または間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が5,000万円(卸売業1億円)以下の資本金である法人または常時50人(卸売業100人)以下の従業員を使用するもの
内航海運組合(同連合会)		直接または間接の構成員たる内航海運事業を営む者の3分の2以上が3億円以下の資本金である法人または常時300人以下の従業員を使用するもの

2 事業の本拠所在地

次の(1)または(2)に該当すれば保証対象となります。

したがって、事業所が2カ所以上ある中小企業者については、いずれの協会においても利用することができることとなります。

なお、制度要綱等で定めがある場合はその定めによります。

(1) 個人の場合

住居または事業所のいずれかが滋賀県内にあるもの

(2) 法人の場合

滋賀県内に本店または事業所を有するもの

(注1) 外国会社であっても、中小企業者等一定の資格を有する場合は保証対象とします。

個人の場合

住 居		事 業 所		所在地要件の適否
県 内	県 外	県 内	県 外	
○		○		可
○		○	○	可
○			○	可
	○	○		可
	○	○	○	可
	○		○	不 可

法人の場合(滋賀県内において事業実態があること)

本 店(登記)		事 業 所		所在地要件の適否
県 内	県 外	県 内	県 外	
○		○		可
○		○	○	可
○			○	可
	○	○		可
	○	○	○	可
	○		○	不 可

3 業歴

(1) 業歴

業歴、営業年数は問わず、客観的に事業を行っていることが明らかであれば保証対象となります。

(2) 制度要綱等に定めがある場合

制度要綱等に定めがある場合はその定めによることとし、営業年数の考え方は次によるものとします。

① 業歴を通算し、その継続性を認める場合

- 個人で親子、夫婦、兄弟間等において事業を承継したとき
- 個人の事業を法人成りにより承継したとき
- 休業をしたときその期間が、6か月以内のとき
(特段の事情(天災、火災、店舗の増改築・移転及び経済情勢等)があるときは、その期間を1年以内とすることがある)
- 転業の場合に前後の業種が類似業種であるとき
- 移転及び支店の開設のとき

② 新規開業とみなす場合

- のれん分けのとき
- 廃業後事業を再開したとき
- 法人を第三者が引受け、事業を営むとき
- 商号を譲受したとき
- 給与所得者が副業として行っていた対象業種を主たる事業としたとき

4 業種

(1) 保証の対象となる業種

政令指定業種を基本に、ほとんどの業種が保証の対象になりますが、農業、林業、漁業、金融・保険業、サービス業においては、保証の対象外になる業種があります。

業種分類は、原則として日本標準産業分類(総務省編)の分類概念に準拠していますが、信用保険の対象外業種との関係から一部異なる取扱いをする場合があります。

(2) 保証の対象にならない業種

業 種 等		事 例
農 業		穀物農業、果樹・樹園農業、施設園芸農業、畜産農業、養蚕農業、農業サービス業等農業全般 ただし、製造加工設備を有する荒茶・仕上茶製造、菌床栽培方式による生産で一定の生産設備を有するきのこ製造、製造加工設備を有する蚕種製造及び請負、人工ふ卵設備を有する鶏卵ふ化業及び請負、畜産サービスのうち、てい鉄修理、畜産サービスのうち、家畜貸付は対象となります。
漁 業・水 産 業		鮎・金魚・真珠等養殖業等漁業全般 ただし、養殖から加工まで一貫して行っている真珠養殖加工は対象となります。
林 業・狩 猟 業		林業・狩猟業全般 ただし、製造加工設備を有する薪請負製造・炭焼請負・炭質焼、木材伐出、素材生産は対象となります。
金 融・保 険 業		質屋、貸金業等金融・保険全般 ただし、以下の業種は対象となります(法令上の登録、許可または届出を有する事業者(届出の場合は届出事業者)に限る)。 ・クレジットカード業・割賦金融業 ・金融商品取引業(補助的金融商品取引業を除く) ・商品先物取引業・商品投資顧問業 ・補助的金融業・金融附帯業(資金決済に関する法律(平成21年法律第59号)第2条第25項に規定する資金移動業務を行うもの及び同法第3条第1項に規定する前払式支払手段の発行の業務を行うものに限る) ・金融代理業(金融商品仲介業に限る) ・保険媒介代理業 ・保険サービス業
飲食店のうち風俗営業の許可を受けているもの		社会的批判を受けるおそれがないものは対象となります。
卸 売・小 売 業		風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第1～6号(店舗型性風俗特殊営業)、同条第7項第1・2号(無店舗型性風俗特殊営業)、同条第8項(映像送信型性風俗特殊営業)、同条第9項(店舗型電話異性紹介営業)、同条第10項(無店舗型電話異性紹介営業)に掲げるすべての業種 例えば、 物品販売業または物品賃貸業のうち性風俗特殊営業(アダルトショップ、アダルトビデオ通信販売等) 浴場業のうち性風俗特殊営業(ソープランド等) 宿泊業のうち性風俗特殊営業(モーテル、ラブホテル等) 娯楽業のうち性風俗特殊営業(個室マッサージ、店舗型ファッションヘルス、ストリップ劇場、ポルノ映画館、派遣型ファッションヘルス、インターネット等を利用した性的行為の画像配信、テレホンクラブ等)
サ ー ビ ス 業	物 品 賃 貸 業	
	宿 泊 業	
	浴 場 業	
	娯 楽 業	
政治・経済・文化団体		全般
教 育 事 業		国公立、学校法人、私立学校法第64条第4項の規定に基づく法人
宗 教		全般
そ の 他		中間法人、有限責任事業組合(LLP)、社会福祉法人(医業を主たる事業とするものは除く)、非営利団体(特定事業を行うNPO法人を除く)、給与生活者

5 許認可

許認可等を必要とする業種(次表)については、適法に許可・認可等を受けていることが必要となりますので、許認可証等の写しを提出してください。

なお、許認可等を要する複数の事業を兼業している場合で、資金使途が特定の事業に限定されていないときは、主たる事業(原則として売上高等が概ね60%以上の事業)の許可等の確認で足り、多店舗展開している場合は主たる店舗(1店舗)についての許可等の写し、他の店舗については宣誓書(信用保証委託申込書記載)をもって確認します。

また、資金使途が特定の店舗にかかるものである場合には、当該店舗にかかる許認可証等の写し等による確認が必要です。

許認可業種一覧表(金融・保険業以外)

業 種	許可等	根拠法	有効期間	処分権者
食料品製造業	許可	食品衛生法55条	5年をくだらない期間	都道府県知事(市長または区長)
食料品販売業	許可	食品衛生法55条		都道府県知事(市長または区長)
飲食店	許可	食品衛生法55条		都道府県知事(市長または区長)
建設業	許可	建設業法3条	5年	国土交通大臣または都道府県知事
一般旅客自動車運送事業	許可	道路運送法4条	—	国土交通大臣(地方運輸局長)
一般貸切旅客自動車運送事業	許可	道路運送法4条、8条	5年	国土交通大臣(地方運輸局長)
特定旅客自動車運送事業	許可	道路運送法43条	—	国土交通大臣(地方運輸局長)
自家用有償旅客運送事業	登録	道路運送法79条	2年または5年(注1) (更新時2年または3年 または5年)	国土交通大臣(地方運輸局長)
一般貨物自動車運送事業	許可	貨物自動車運送事業法3条	—	国土交通大臣(地方運輸局長)
特定貨物自動車運送事業	許可	貨物自動車運送事業法35条	—	国土交通大臣(地方運輸局長)
旅館業	許可	旅館業法3条	—	都道府県知事(市長または区長)
古物営業	許可	古物営業法3条	—	都道府県公安委員会
薬局	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律4条	6年	都道府県知事(市長または区長)
医薬品(体外診断用医薬品を除く。)*医薬部外品・化粧品製造販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律12条	5年または6年(注2)	厚生労働大臣または都道府県知事
医薬品(体外診断用医薬品を除く。)*医薬部外品・化粧品製造業(製造工程のうち保管のみを行う場合を除く。)	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律13条	5年または6年(注3)	厚生労働大臣または都道府県知事
医薬品(体外診断用医薬品を除く。)*医薬部外品・化粧品製造業(製造工程のうち保管のみを行う場合に限る。)	登録	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律13条の2の2	5年	厚生労働大臣または都道府県知事
医療機器・体外診断用医薬品製造販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律23条の2	5年	厚生労働大臣または都道府県知事
医療機器・体外診断用医薬品製造業	登録	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律23条の2の3	5年	厚生労働大臣または都道府県知事

第2 協会を利用できる中小企業者

業 種	許可等	根拠法	有効期間	処分権者
再生医療等製品製造販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律23条の20	5年	厚生労働大臣または都道府県知事
再生医療等製品製造業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律23条の22	5年	厚生労働大臣
医薬品販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律24条	6年	都道府県知事(市長または区長)
高度管理医療機器・特定保守管理医療機器販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律39条	6年	都道府県知事(市長または区長)
高度管理医療機器・特定保守管理医療機器賃貸業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律39条	6年 (注4)	都道府県知事(市長または区長)
医療機器修理業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律40条の2	5年	厚生労働大臣または都道府県知事
再生医療等製品販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律40条の5	6年	都道府県知事
一般廃棄物処理業	許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律7条	2年	市町長
産業廃棄物処理業	許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律14条	5年 (更新時5年または7年) (注5)	都道府県知事
特別管理産業廃棄物処理業	許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律14条の4	5年 (更新時5年または7年) (注5)	都道府県知事
有料職業紹介事業	許可	職業安定法30条	3年 (更新時5年)	厚生労働大臣
病院、診療所、助産所	許可	医療法7条	—	都道府県知事(市長または区長)
宅地建物取引業	免許	宅地建物取引業法3条	5年	国土交通大臣または都道府県知事
酒類製造業	免許	酒税法7条	—	税務署長
酒母・もろみ製造業	免許	酒税法8条	—	税務署長
酒類販売業	免許	酒税法9条	—	税務署長
第1種高圧ガス製造業	許可	高圧ガス保安法5条	—	都道府県知事
液化石油ガス販売業	登録	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律3条	—	経済産業大臣(経済産業局長)または都道府県知事
労働者派遣事業	許可	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律5条	3年 (更新時5年)	厚生労働大臣
家畜商	免許	家畜商法3条	—	都道府県知事
浄化槽清掃業	許可	浄化槽法35条	期限を付すことができる (概ね2年)	市町長
興行場	許可	興行場法2条	—	都道府県知事(市長または区長)
浴場業	許可	公衆浴場法2条	—	都道府県知事(市長または区長)
測量業	登録	測量法55条	5年	国土交通大臣(地方整備局長)
砂利採取業	登録	砂利採取法3条	—	経済産業大臣(経済産業局長)または都道府県知事

業 種	許可等	根拠法	有効期間	処分権者
採石業	登録	採石法32条	—	経済産業大臣(経済産業局長) または都道府県知事
建築士事務所	登録	建築士法23条	5年	都道府県知事
電気工事業	登録	電気工事業の業務の適正化 に関する法律3条	5年	経済産業大臣(経済産業局長) または都道府県知事
自動車特定整備事業	認証	道路運送車両法78条	—	地方運輸局長
揮発油販売業	登録	揮発油等の品質の確保等 に関する法律3条	—	経済産業大臣(経済産業局長)
揮発油特定加工業	登録	揮発油等の品質の確保等 に関する法律12条の2	—	経済産業大臣(経済産業局長)
軽油特定加工業	登録	揮発油等の品質の確保等 に関する法律12条の9	—	経済産業大臣(経済産業局長)
住宅宿泊事業	届出 (注6)	住宅宿泊事業法3条	—	都道府県知事(市長または区長)
接待飲食等営業(注7)	許可	風営法3条	—	都道府県公安委員会
遊技場営業(注8)	許可	風営法3条	—	都道府県公安委員会

*処分権者の()内は、各事業法による権限委任先

- (注1) 自家用有償旅客運送事業のうち事業者協力型自家用有償旅客運送に係る登録の有効期限は5年である。
- (注2) 医薬品(体外診断用医療品を除く。)製造販売業のうち薬局製造販売医薬品の製造販売に係る許可の有効期間は、6年である。
- (注3) 医薬品(体外診断用医療品を除く。)製造業のうち薬局製造販売医薬品の製造に係る許可の有効期間は、6年である。
- (注4) 高度管理医療機器・特定保守管理医療機器賃貸業とは、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」第39条に規定する「高度管理医療機器・特定保守管理医療機器貸与業」のうち、対価を得て貸与を行うものをいう。
- (注5) 産業廃棄物処理業または特別管理産業廃棄物処理業の許可の更新を受けた者であって、当該許可の更新に際し、事業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者として環境省令で定める基準に適合すると認められたものに係る許可の更新期間は、7年である。
- (注6) 住宅宿泊事業については、住宅を活用して宿泊サービスを提供する事業であって、住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)で年間提供日数が180日以内に制限されていることにより、実態のみによる事業性の判断が困難であることから、同法に基づく届出を、許可等の範囲に含めることとしたものである。
- (注7) 風営法第2条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する営業をいう。
- (注8) 風営法第2条第1項第4号及び第5号のいずれかに該当する営業をいう。

許認可業種一覧表(金融・保険業)

業種及び具体例	許可等	根拠法	有効期間	主務省
クレジットカード業 (具体例) ・包括信用購入あっせん業者 (少額包括信用購入あっせん業者を含む) ・クレジットカード番号等取扱契約締結事業者	登録 登録	割賦販売法 31条 (35条の2の3) 35条の17の2	— —	経済産業省
割賦金融業 (具体例) ・個別信用購入あっせん業者	登録	割賦販売法 35条の3の23	3年	経済産業省
金融商品取引業 (具体例) ・第一種金融商品取引業 第一種少額電子募集取扱業 ・第二種金融商品取引業 第二種少額電子募集取扱業	登録 登録 登録 登録	金融商品取引法 29条	—	内閣府
投資助言・代理業 (具体例) ・投資助言・代理業者、証券投資顧問業者	登録	金融商品取引法 29条	—	内閣府
投資運用業 (具体例) ・投資運用業者 適格機関投資家等特例業務 海外投資家等特例業務 移行期間特例業務	登録 届出 届出 届出	金融商品取引法 29条 63条 63条の9 附則3条の3	— — — —	内閣府
商品先物取引業 (具体例) ・国内商品先物取引業者	許可	商品先物取引法 190条	6年	経済産業省 農林水産省
商品投資顧問業 (具体例) ・商品投資顧問業者	許可	商品投資に係る事業の 規制に関する法律 3条	6年	経済産業省 農林水産省
その他の商品先物取引業、商品投資顧問業 (具体例) ・特定店頭商品デリバティブ取引業者 ・商品先物取引仲介業者	届出 登録	商品先物取引法 349条 240条の2	— 6年	経済産業省 農林水産省
その他の補助的金融業、金融附帯業(資金移動業 務を行うもの及び前払式支払手段の発行の業務 を行うものに限る。) (具体例) ・資金移動業(第一種) ・資金移動業(第二種・第三種) ・前払式支払手段発行者(自家型発行者) ・前払式支払手段発行者(第三者型発行者)	登録 登録 届出 登録	資金決済に関する法律 37条 37条 5条 7条	— — — —	内閣府
金融商品仲介業 (具体例) ・金融商品仲介業者 ・金融サービス仲介業者(ただし、有価証券等仲介 業務を行う者に限る)	登録 登録	金融商品取引法66条 金融サービス提供法 12条	— —	内閣府

6 その他の要件

前記1～5の各要件は、主として協会の定款、業務方法書、中小企業信用保険法等により定められてある事項ですが、その他に協会の役割を円滑に実施していくために内規等で定めた以下の要件のうち一つでも該当する場合は、保証の取扱いができないことがありますので十分に留意してください。

- ① 所得税、事業税、住民税等の公租公課について滞納があるとき
- ② 電子交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けているとき
- ③ 破産、民事再生、会社更生、会社整理等の手続中であるとき
(ただし、事業再生保証制度の要件に該当する場合を除く。)
- ④ 休眠会社(休眠組合)、その他、事業実態が認められない会社、組合等であるとき
株式会社及び組合については、貸出先企業が休眠会社(休眠組合)でないことの確認を商業登記簿謄本、代表取締役(代表理事)の資格証明等で行ってください。
- ⑤ 生活保護法の適用を受けているとき
- ⑥ 保証対象業種と保証対象外業種を兼業しているもので、資金使途が保証対象外業種の資金と認められるとき
- ⑦ 求償権先・求償権関係人であるとき
(ただし、求償権消滅保証利用の場合や協会が定める要件を満たすものを除く。)
- ⑧ 反社会的勢力でなくなってから5年を経過しないとき(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定める暴力団または暴力団等の関係者、暴力的不法行為等を行なうもの等)
- ⑨ 申込みに際して、第三者が介在する場合
- ⑩ その他公序良俗に反する等当協会が取扱いを不適当と判断した場合

第3 保証の内容

1 保証の限度額(既保証残高を含む)

(1) 一般枠の一企業者に対する保証限度額

個人・法人 … 2億8,000万円(普通保証2億円、無担保保証8,000万円)

組合 … 4億8,000万円(普通保証4億円、無担保保証8,000万円)

(2) 国が定める特別保証

(1)に掲げる限度額とは別枠で各保証制度ごとに限度額が定められています。

2 保証の期間

保証の種類、資金使途により異なりますが、概ね運転資金は7年以内、設備資金は15年以内です。

※地方公共団体及び金融機関が設けている融資制度で、独自に期間を定めているものについては、各々の制度で定めている期間によります。

3 資金の使途

中小企業者がその事業を遂行するのに必要な事業資金に限りします。

(注1) 事業資金とは

事業の継続・発展等直接事業に使用されるもので、生活消費資金のような非生産的なもの、あるいは事業の経営に関連のないものに使用される資金は該当しません。

また、保証対象業種と保証対象外業種を兼業している場合は、保証対象業種に使用する資金のみが該当します。

(注2) 設備資金の使途確認について

設備資金については対象設備以外に流用されると保証免責の事態が起こることとなります。申込時に、「確認書(設備設置)」の取入れ、完了時に確認資料及び「完了報告書(設備設置)」の取入れが必要となります。

4 連帯保証人

(1) 一般事業者における連帯保証人

必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要となります。なお、連帯保証の申し出があった場合は、「保証意思宣明公正証書」による保証意思確認手続きが必要になる場合があります。(民法第465条の6第1項)

(2) 組合における連帯保証人

原則として代表理事を除いては、保証人を徴求しないものとします。

なお、転貸資金については、代表理事の他、転貸先組合員(または組合員が法人の場合はその代表者)を連帯保証人とします。

(3) 保証人が法人の場合

「保証債務負担(または担保提供)についての承認」について、取締役会が設置されている場合は取締役会議事録、不設置の場合は株主総会議事録の写しに原本証明をしたものを取入れします。

(注1) 一定の要件を満たす場合は、連帯保証人を不要とすることができます。

5 担保

- ① 申込資金の内容、業態、保証実績等を総合的に判断し、担保を徴求する場合があります。
- ② 協会が根抵当権者となる場合(「協会担保」といいます。)と金融機関が根抵当権者となっている担保を利用させていただく場合(「条件担保」といいます。)があります。
- ③ 担保の対象となるものは、不動産、流動資産等とします。
- ④ 不動産は土地、建物を原則とします。



第4 保証申込手続

1 保証利用の要件

(1) 資格要件の再確認

取扱金融機関が信用保証付にて、融資を検討される場合には、まず申込人が保証を受けるのに適格かどうか、次の点について検討してください。

- ① 常時使用している従業員の数・資本金の額はどうか。(P3を参照)
- ② 所在地要件を満たしているかどうか。(P5を参照)
- ③ 業種は指定業種かどうか。
- ④ 許認可事業については、適法に許認可等を受けているかどうか。
(P8～10を参照)
- ⑤ 金額・期間・資金使途が保証の要件に合致しているかどうか。(P13を参照)
- ⑥ その他の要件に該当していないかどうか。(P12を参照)

(2) 保証申込

取扱金融機関で調査・審査の結果、保証付にて融資を決定された場合には、信用保証委託申込書・同依頼書、個人情報の取扱いに関する同意書等に申込人・金融機関がそれぞれ必要事項をご記入のうえ、必要な書類を添付して協会へお申し込みください。

なお、印鑑証明書は、令和3年4月1日以降、初めてご利用いただく際に申込人(法人・個人)、連帯保証人、担保提供者等について最近3か月以内のものが各1通必要となります(写し可)。2回目以降は、原則として前回までの利用時から変更のあった場合に必要となります。

2 保証申込書式の記入時の注意点

(1) 保証申込時の注意点

- ① 保証申込時には、「信用保証の申込をされるお客様へ」(様式モデル1)を見て注意事項を確認してください。
- ② 保証申込にあたっては、「個人情報の取扱いに関する同意書」(様式モデル4)が必要となりますので「個人情報の取扱いに関するご説明」(様式モデル3)を確認のうえ取入れしてください。
(同意にあたっては、包括同意を可能とします。よって、初回申込時に同意を取入れれば、2回目以降は同意の取入れを不要とします(異なる金融機関を利用する場合を含みます。))
- ③ 「信用保証委託申込書・同依頼書」(記入要領1、2)及び次頁以降の記入要領をよくお読みいただきお申し込みください。
- ④ 確定決算書・申告書は、保証申込時までに協会へ送付してください。送付時には、「確定決算書・申告書送付書」(記入要領5)を作成の上、添付していただきます。

すが、CRD入力的基础資料となりますので、正確に記入してください。

また、法人の確定決算書につきましては、OCRにて自動読取りを行いますので、A4版片面にて縮小、両面印刷をせずにコピーしていただきますようお願いいたします。(損益計算書、貸借対照表、販売管理費、原価計算書、株主資本等変動計算書)

なお、各表(別表)及び科目明細書は両面印刷にいただいても問題ありません。

(2) 保証申込書式の記入要領

① 信用保証委託申込書の記入要領

欄 名	内 容
・氏名、住所	・フリガナは必ず記入してください。 ・個人事業者の場合、氏名は必ず本人が自署してください。
・後継者、従業員	・後継者の有無、従業員の人数等は必ず記入してください。
・業種	・主たる業種と従たる業種を記入してください。
・取扱品目	・取扱品目の構成比(%)を記入してください。主たる業種と従たる業種がある場合は、総合的に判断して取扱の多い品目の構成比を記入してください。
・会計処理	・会計参与設置会社の場合、商業登記簿謄本を添付してください。(P33を参照)
・(個人事業主の方) 貸借対照表作成の有無	・(個人事業主の方)貸借対照表作成の有無で、「有」となっている場合、貸借対照表を添付してください。
・必要理由	・今回、資金が必要となった理由・背景や具体的な資金の用途等を記入してください。 また、本件借入以外に他から借入等を予定している場合には、左欄の調達方法に記入してください。
・業況等 (最近12か月の売上)	・別途資料がある場合は記入不要です。
・申込時 預金・借入金残高	・申込時の預金・借入金残高を記入してください。
・納税状況	・全ての税金の滞納の有無を記入してください。
・団信加入希望	・申込人に保証協会団信制度があることをよくご説明の上、最下段の「団信加入希望」欄に有無を記入してください。 また、加入希望の場合、保証協会団信申込書も取入れてください。
<裏面>	
・保証人等明細	・「種別」は連帯保証人か物上保証人を選択してください。 ・「申込人関係」は該当する項目に丸印をつけてください。
<別紙>	
・申込人(企業)概要	・「創業年月(開業)」を記入してください。 ・「特許」は該当があれば記入してください。 ・「認証・資格」は該当があれば記入してください。

② 信用保証依頼書の記入要領

欄 名	内 容
・貸付予定日 ・保証期間 ・貸付条件・内容等 (保証番号) ・保証料返戻預金口座 (注1) ・担保流用(条件担保) ・当店取引状況 ・申込人状況 ・確認状況記載欄 <裏面> ・資格要件申告欄	・確定日保証・月数保証とも、必ず予定日を記入してください。 ・確定日保証(根保証・手形割引・流動資産担保保証)は期日を記入してください。 ・月数保証(確定日保証以外)は期間(月数〇〇か月)と記入してください。 ・回収条件を記入してください。 ・保証付融資の返済を条件とする場合には、返戻保証料の振込口座を必ず記入してください。 なお、他金融機関の保証口を完済条件とする場合も、今回の申込金融機関への振込口座指定と致しますので必ず記入してください。 ・担保流用(条件担保)する場合は、担保台帳及び登記事項証明書を添付してください。 ・申込時の預金・融資・保全状況・取引振り、預金・融資取引開始年月を必ず記入してください。(非事業性融資金は含みません。) ・申込人状況を記入してください。 ・「申込書の内容を申込人が理解し、申込意思に基づいて正しく記載されていること」について、金融機関が確認していることを表明するものであり、必ずもれなく記入してください。 ・裏面が当貸・カード用の資格要件申告欄ですので記入してください。

(注1) 既存保証分回収(返済)等により返戻保証料が生じる場合、保証料返戻口座の欄に記入されていないと、確認がとれるまで保証手続きが中断しますのでご注意ください(差引計算の場合を除く)。返戻口座の口座名義人は、申込人本人に限ります。

第5 保証内定後の手続

1 保証内定のお知らせ

協会は保証内定後直ちに申込依頼金融機関に下記の書類を送付します。

(1) 「保証内定のお知らせ」

*FAXにより送信します。(電子受付システム利用の場合は、電子システムにより通知します)

(2) 担保条件の場合に必要な書類

登記手続依頼書、(根) 抵当権設定契約証書、追加担保念書、担保差入承諾・確認書、求償特約の念書、法人が担保提供の場合は議事録等

(3) その他条件の場合に必要な書類

法人が連帯保証人の場合は議事録等

取扱上の留意点

・保証内定のお知らせ

必ず内定金額、貸付形式、保証期間、返済方法、資金使途、保証料の徴収方法(注1)、連帯保証人等の確認をしてください。

(FAXが不鮮明な場合は必ず照会してください。)

(注1) 保証料の一括、分割の表示はありませんので分割支払いを希望される場合は、注意してください。

・(根) 抵当権設定契約証書(担保条件のとき)

担保設定登記後の登記事項証明書を提出してください。

・諸手続完了後、保証内定のお知らせの条件となっている不足書類を協会へ送付してください。

2 連帯保証人の取入れ

協会が信用保証委託契約書に取入れする連帯保証人は金融機関でも下記の債権証書等に取り入れしてください。

この保証条件は、信用保証書の特記事項欄に「連帯保証人〇〇〇〇」として表示します。

なお、根保証制度については、民法465条により、別途、金融機関所定の保証契約書等に取り入れしてください。

	契 約 書 類
証 書 貸 付	金銭消費貸借契約証書（金融機関所定）
手 形 貸 付	金融機関所定による手続き
商手割引（個 別）	金融機関所定による手続き
商手割引（根保証）	金融機関所定による手続き

3 連帯保証人等の意思確認

協会は保証内定後、直ちに連帯保証人及び担保提供者に対し以下の手続により意思確認を行います。

(1) 連帯保証人に対する意思確認

① 連帯保証人が個人の場合

- ・文書による意思確認

協会は連帯保証人に照会文書を郵送し、保証内定日から5営業日以内に異議の申出がなければ保証意思があるものとして取扱います。

- ・面談による意思確認

金融機関で面談による意思確認を行っていただく場合は、運転免許証等により連帯保証人本人であることを確認し、「連帯保証承諾書」に必ず自署・捺印を受け、免許証番号等必要事項を記入のうえ協会に提出してください。

留 意 点

- ・保証意思宣明公正証書が必要な連帯保証人を取り入れる場合
信用保証委託契約は公正証書作成から1か月以内に成立する必要があるため(民法第465条の6第1項)、「借入日」等がその作成から1か月以内に収まるよう、事前に協会とスケジュール調整をする等、対応に留意してください。

② 連帯保証人が法人の場合

法人が連帯保証人となる場合は、取締役会(株主総会)の議事録が必要となります。協会へは議事録のコピーに下記原本証明を付して提出してください。(原本は法人保管)

【原本証明の例】

原本と相違ありません

令和〇〇年〇〇月〇〇日
連帯保証人となる法人名〇〇〇〇

代表取締役

〇〇〇〇

実印

- ・法人の商業登記簿謄本(原本)、定款(写)、印鑑証明書を添付してください。
- ・取締役会(株主総会)の成立は、過半数の取締役(出資口数)の賛成が必要となります。特別利害関係者(利益相反となる者等)は出席、定足数(共に出資口数)から除きます。

【議事録の形態】

	会 社 の 形 態	議 事 録 の 形 態
1	株式会社（取締役会設置会社）	取締役会議事録
2	株式会社（取締役会非設置会社） 特例有限会社	株主総会議事録
3	合名会社、合資会社、合同会社	社員総会（業務執行社員を定款で定めた 場合は業務執行社員）の議事録

(2) 担保提供者に対する意思確認

被保証人（法人の代表者を含む）と担保提供者とが同居の場合は、文書による意思確認は行わず、必ず面談により意思確認を行います。

金融機関で面談を行っていただく場合も同様です。

なお、担保提供者を連帯保証人とし不在の場合は、別途、担保差入承諾書（新規設定時）または担保差入確認書を取入れます。（文書は協会で作成します。）

(3) 連帯保証承諾書等の提出時期

	連帯保証承諾書 （法人の場合は議事録）	保証意思宣明 公正証書	担保差入承諾書 （法人の場合は議事録）	担保差入確認書 （法人の場合は議事録）
保証決定前 （内定条件）	○（注1）	○（注2）	○（注4）	○
融資実行後 （事後条件）	○（注3）		○（注5）	

（注1）連帯保証人が個人で意思確認を協会が行う場合のみ。

（注2）保証意思宣明公正証書が必要な連帯保証人のみ。

（注3）連帯保証人が法人の場合。または連帯保証人が個人で意思確認を金融機関が行う場合。
（いずれの場合も、信用保証委託契約書と同時に取入れしてください。）

（注4）根抵当権設定の場合。

（注5）抵当権設定の場合。

4 信用保証書

(1) 保証決定のお知らせ

信用保証書の発行と同時に「保証決定のお知らせ」をFAXで送信しますので、内容を充分確認してください。

(2) 保証契約の成立

令和3年7月1日申込受付分より、信用保証委託契約書の取入時期が金銭消費貸借契約書等の締結時となりました（信用保証委託契約書の後取対応）。

信用保証委託契約書の後取対応により、信用保証委託契約成立日が「保証承諾日」から「借入日」等に変更となり、信用保証委託契約の成立を条件に、金融機関との間の保証契約が成立することとする旨を、令和3年4月1日発行分より信用保証書に一律記載しています。

信用保証書発行前の貸付には協会の保証責任は生じませんので注意してください。

(3) 信用保証書の有効期限

信用保証書の有効期限は、信用保証書の発行日から30日(流動資産担保融資保証の場合は60日。なお、起算は翌日から。)であり、その期限内(最終日が休日の場合は翌営業日)に貸付を実行してください。

ただし、協会が特別の事情があると認めた場合は、有効期限を60日まで延長することができます(社債及び信用保証料差引計算対象の保証を除く)ので、有効期限が切れる前に「信用保証書有効期限延長依頼書」を提出してください。協会が有効期限の延長を認める場合は「信用保証書有効期限延長承諾書」を発行します。

(4) 信用保証書の訂正

貸付実行前に返済方法等を変更または訂正する場合は、協会と協議のうえ「信用保証書再発行および取消依頼書」に信用保証書原本を添えて申し出てください。

ただし、訂正する内容により、信用保証書を一旦取下げして、改めて保証申込をしていただくこともありますので注意してください。

(5) 貸付時の留意点

金融機関が貸付を実行されるときは、信用保証書の記載事項(貸付金額、貸付形式、返済方法、保証期間、保証料の徴収方法等)を充分確認したうえで記載内容と相違のないように行ってください。

また、信用保証書の特記事項欄に記載があるものについても必ず記載どおりに実行してください。

(注1) 月数保証では期日(終期)が貸付実行日(始期)の応当日を超えるなど、信用保証書の表示と異なる場合は報告を受け付けることができません。この場合、金銭消費貸借契約書自体を変更いただくか、保証の取下げ処理をすることとなりますので充分ご注意ください。なお、信用保証書発行後に保証の取消しをする場合は、「信用保証書再発行および取消依頼書」に信用保証書原本を添えて申し出てください。

(注2) カードローン根保証、当座貸越根保証を回収新規で取扱いする場合は、被回収分の終了報告書の提出が必要となります。

(6) 信用保証委託契約書の取入れについて

- ・金銭消費貸借契約書等の締結時に、信用保証委託契約書を取入れの上、専用送付書(信用保証委託契約書や設備領収書等の事後条件書類がある際、信用(変更)保証書の原本に添付し、協会より金融機関に送付しています。)を使用し、可及的速やかに協会に送付してください。

【信用保証委託契約書の記入要領】

欄 名	内 容
・委託契約書の日付	・署名・捺印日とし、必ず記入してください。
・住所、氏名	・印鑑証明書とおりに（個人は自筆で）署名してください。 ・誤字・脱字等があれば訂正または加筆のうえ署名者の実印で直判の訂正印を押印してください。
・借入要項	・全て記入してください（空欄または記入誤りがないよう、金融機関で充分確認をお願いします）。
・借入金額	・金額の訂正は無効です。
・顧客控	・複写式ですので、記入後は控えをお客様にお渡しください。



第6 保証条件変更

1 保証条件変更申込にあたって

貸付実行後、原契約(金銭消費貸借契約書等)について次の内容の変更契約が生じる場合は、保証条件変更申込が必要となりますので、事前に「保証条件変更申込書・同依頼書」(記入要領3、4)によりお申し込みください。

(1) 保 証 金 額	一部内入、根保証の極度額減額等
(2) 保 証 期 間	期間短縮、期間延長、当貸・カードローン・流動資産担保融資保証等の自動更新
(3) 返 済 方 法	返済日、返済金額等
(4) 被 保 証 人	法人成り、相続、事業継承等
(5) 連 帯 保 証 人	追加、解除、交替
(6) 特 記 事 項	根保証の場合の手形銘柄指定、支払人ごとの最高限度額
(7) 条 件 担 保	物件の差替・追加・解除、極度額・順位の変更、その他
(8) そ の 他	貸付形式等

2 申込時の提出書類

条件変更申込時には、各種書類が必要となりますので次の一覧表の書類を提出してください。なお、平成17年3月31日以前の保証申込分を条件変更する場合には、「個人情報の取扱いに関する同意書」(様式モデル4)の取入れが必要な場合があります。

保証条件変更の申込書、名称・住所等変更届出書に必要な書類

関係書類	主な変更内容	保証条件変更申込書による取扱い											名称・住所等変更届出書						取扱店舗の移管	
		被保証人			連帯保証人		保証期間変更	保証金額減額（一部内入）	当座貸越根保証カードローン根保証（保証期間延長）	根保証の極度額減額	返済方法	条件担保	被保証人・連帯保証人							
		法人成り	事業継続	相続	交換	解除							追加	住所	組織	商号・氏名	合併	被保証人の代表者		連帯保証人の死亡
保証条件変更申込書同依頼書		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
被保証人名称・住所等変更届出書													○	○	○	○	○	○		
連帯保証人名称・住所等変更届出書													○	○	○	○	○	○		
取扱店舗変更届出書																			○	
信用保証委託契約変更契約書（債務引受）	協作成	○	○	○																
信用保証委託契約変更契約書（連帯保証人の変更）	協作成				○	○	○													
（根）抵当権変更契約書	協作成	○	○	○									○	○	○	○				
個人情報の取扱いに関する同意書（追加）			○	○	○		○											○		
法人履歴事項全部証明書（写）（商業登記簿謄本）		○											○	○	○	○	○	○		
定款（写）		○															○			
印鑑証明書（写し可）		○	○	○	○	○	○	○					○	○	○	○	○	○		
除籍謄本（抄本）				○	○	○													○	
許可証等（写）		○	○	○					○						○	○	○	○		
決算書（青色申告書または白色申告書）		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○			
開廃業届		○	○	○																
取締役会等の議事録（写）		○																		
不動産担保調査書																				
地図・公図・建物図面・写真等											○									
当座貸越残高・延滞の有無確認資料									○	○										
手持工事明細書（建設業の場合）								○	○											
合併契約書（写）並びに合併議事録（写）																		○		
消滅会社の閉鎖事項全部証明書																		○		
備考		保証人の変更は保証条件等として扱われる場合は入替保証が必要となります。保証人が変更された場合は除籍謄本抄本が必要で、保証期間の変更も必要です。 当座貸越根保証及びカードローン根保証の場合は原則回収新規でのお申し込みとなります。債務引受契約または諸事録の提出が必要となります。 新設・合併の場合は許可証などが必須です。																		

※上記の添付書類の他に保証審査において、必要な資料をお願いする場合がありますのでご協力ください。

3 条件変更内定のお知らせ

協会は条件変更内定後直ちに、FAXにて「条件変更内定のお知らせ」を送信しますので内容及び取入書類等を確認してください。

なお、被保証人変更や保証人変更の場合は、併存的債務引受契約書、保証人加入脱退契約書等を協会より送付します。

4 条件変更決定のお知らせ

通常、保証書発行と同時に「条件変更決定のお知らせ」をFAXにて通知いたします。

5 変更保証書

(1) 変更保証書の有効期限

変更保証書の発行日から30日間です。(起算日は翌日)

ただし、変更保証書発行日の翌日から変更後の第1回返済日までの期間が30日に満たない場合は、変更後の第1回返済日が有効期限となります(変更後の第1回返済日が営業日ではない場合は、前営業日までに変更手続きを行ってください)。

なお、有効期限の延長はできませんので注意してください。

(2) 変更保証書の訂正

「信用保証書再発行および取消依頼書」に信用保証書原本を添えて申し出てください。

6 変更手続時の留意点

金融機関での変更契約手続きは、変更保証書発行日以降に行ってください。また、変更実行報告書の契約締結欄には必ず変更実行日をご記入ください。

7 変更届出書にて行う変更事項

(1) 被保証人に関する変更

下記に該当する事項は、「被保証人名称・住所等変更届出書」を提出してください。

- ① 被保証人の氏名の変更
- ② 被保証人の商号の変更
- ③ 被保証人の住所の変更
- ④ 法人の代表者の変更

連帯保証人の変更要請がある場合は、別途保証条件変更申込が必要となります。

- ⑤ 組織の変更
- ⑥ 合併による変更
- ⑦ 連帯保証人の死亡

(2) 連帯保証人に関する変更

下記に該当する事項は、「連帯保証人名称・住所等変更届出書」を提出してください。

- ① 連帯保証人の氏名の変更
- ② 連帯保証人の商号の変更
- ③ 連帯保証人の住所の変更
- ④ 組織の変更
- ⑤ 合併による変更
- ⑥ 死亡による変更

(注1) 個人情報にかかる変更があった場合は、「個人情報の取扱いに関する同意書」(様式モデル4)が必要となる場合があります。

(注2) 取扱店舗の移管は、「取扱店舗変更届出書」を速やかに提出してください。



第7 経営支援について

1 経営支援の現状、目的

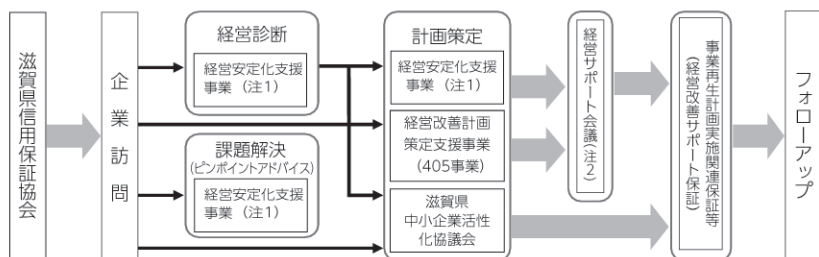
これまで信用保証協会の業務は、保証が中心でしたが、時代の変化の中で求められる役割も変化してきました。特にリーマンショック以降、条件変更先が急増してきたことを受け、経営改善での支援対応の強化が求められてきました。

そこで、信用保証協会自らが金融機関と連携して、経営改善の支援を強化することで、被保証人の経営改善・生産性向上（経営の改善発達）を一層推進できるよう取り組んでいます。

当協会の経営支援は、保証利用先に対し、企業訪問を実施し、実態把握を行い、その中で、経営改善意欲の高い先や、経営改善が見込まれる先を選定し、メイン金融機関と連携して、経営改善計画や事業改善計画等の計画策定を実施しています。また、当協会是一部費用面での補助も行っています。

さらにメイン金融機関の支援がある先や支援が見込める先に対しては、経営サポート会議を開催し、正常化に向けた支援を行っています。

～経営支援の流れ（企業訪問から計画策定後のフォローアップまで）～



（注1）経営安定化支援事業とは

①『外部専門家による経営診断』

外部専門家（中小企業診断士等）を被保証人へ派遣し経営診断を受けていただくメニューです。経営診断を通じて、被保証人は自社の経営状況を客観的に把握することができ、経営の健全化に向けた具体的計画の策定や経営改善に取り組むことが可能となります。

②『外部専門家による経営改善計画策定』

①の経営診断の結果を踏まえ、引き続き支援が必要と判断した場合、経営改善計画策定支援を実施しています。計画実施にあたり、新たな金融支援が必要な場合は、経営サポート会議を開催のうえ、資金繰り支援についても検討します。

③『課題解決（ピンポイントアドバイス）』

SNSの活用や店舗コンセプトの提案など、明確であるお悩みに対してピンポイントな提案を行います。

①～③の実施にかかる被保証人の費用負担(*)は原則ありません。(当協会が負担します)

(*)設備計画を伴う計画策定について、一部費用負担が発生する場合があります。

(注2) 経営サポート会議とは

被保証人の早期経営改善や再生の促進を図るため、被保証人とメイン金融機関の要請により、当協会が事務局となって開催するバンクミーティングです。この会議で経営改善計画書についての意見交換や審議を行い、金融支援の対応方針を協議します。対象先は、借入金規模が概ね5億円までの企業でメイン金融機関の支援がある、または支援が見込まれる先です。

2 主な保証制度について

(1) 事業再生計画実施関連保証(経営改善サポート保証)

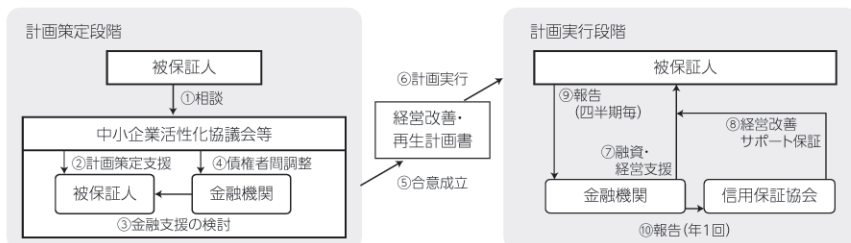
財務状況が悪化している被保証人にとっては、業況が改善傾向にある現状を好機として、事業立て直し、早期に経営改善や事業再生に取り組んでいくことが重要です。事業再生計画の策定支援機関等の指導を受けて作成された計画に従って事業再生を行い、再生計画実行段階における資金調達等を支援するために設けられた制度です。

【保証の内容】

保証の名称	保証限度額	融資利率	保証期間
事業再生計画実施関連保証 (経営改善サポート保証)	2億8,000万円 (組合等) 4億8,000万円	金融機関 所定	一括返済 1年以内 分割返済 15年以内

◆事業再生計画実施関連保証を利用する際に必要な計画策定支援機関等◆

- | | |
|-------------------------------------|-----------------------------|
| ① 中小企業基盤整備機構 | ⑦ 私的整理に関するガイドライン |
| ② 認定支援機関
(中小企業活性化協議会・産業復興相談センター) | ⑧ 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン |
| ③ 特定認証紛争解決手続 | ⑨ 中小企業の事業再生等に関するガイドライン |
| ④ 整理回収機構 | ⑩ 中小企業基盤整備機構が出資した投資事業有限責任組合 |
| ⑤ 地域経済活性化支援機構 | ⑪ 経営サポート会議 |
| ⑥ 東日本大震災事業者再生支援機構 | ⑫ 認定経営革新等支援機関 |



(注1) 四半期に1回、被保証人は金融機関にモニタリング報告が必要です。

(注2) 年に1回、金融機関は信用保証協会に「事業再生計画実行状況等報告書」(記入要領6)の提出が必要です。

第8 保証期間の始期と終期

1 始期

保証期間の始期は、貸付実行日となります。貸付形式ごとの貸付実行日は次のとおりです。

- ① 手形貸付の場合・・・当初の手形振出日
- ② 証書貸付の場合・・・貸付実行日(実際に貸付実行した日)
- ③ 手形割引の場合・・・手形割引日(金融機関への裏書日)
- ④ 当座貸越の場合・・・当座貸越契約書の契約日

(注1) ③④は確定日保証のため、保証料を日数にて計算します。計算の始期は「予定日」となります。

2 終期

(1) 月末貸付実行以外の場合

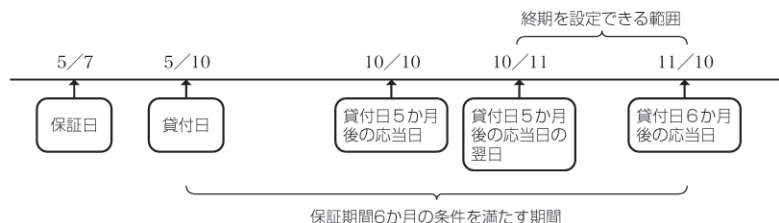
終期は原則として、貸付実行日の〇〇か月後の応当日です。

ただし、応当日から遡及して1か月未満の範囲内で設定することは可能です。

なお、信用保証書に最終返済期日を記載している場合は、当該日が終期となります。

【例1】保証期間6か月、貸付実行日が5月10日の場合

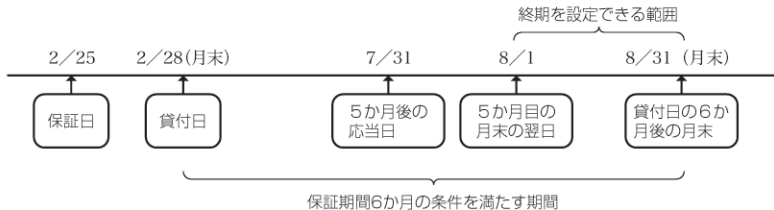
貸付日の6か月後の応当日が期日



(2) 月末貸付実行及び応当日不存在時の特例

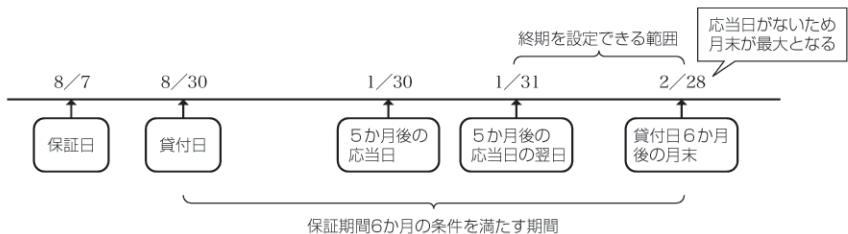
貸付実行日が月末の場合または終期の属する月に応当日がない場合は、終期の属する月の末日まで終期を設定できます。終期を設定できる範囲は、その月の1日からとなります。

【例2】保証期間6か月、貸付実行日が2月28日の場合（月末実行）



2/29(うるう年)の場合で2/28に貸付したときは、7/29が5か月目の応当日の翌日で、期日は8/28になります。

【例3】保証期間6か月、貸付実行日が8月30日の場合（応当日のない例）



8/31が貸付日であれば、5か月目の応当日の翌日は2/1で期日は2/28となります。

(3) 手形割引根保証の場合

終期は原則として、貸付実行日の応当日の前日です。

ただし、応当日から遡及して1か月未満の範囲内で設定することは可能です。

留意点

- ・ 終期を貸付実行日の応当日等、最長で設定した時に、当日が休日になることがあります。
- ・ この時、翌営業日を終期とすると信用保証書に表示した保証期間を超過することになり保証条件違反となります。
- ・ システム上、休日を終期に設定できない金融機関は、前営業日を終期としてください。
- ・ 休日を終期に設定できる金融機関については、実際の返済履行日が翌営業日となることは差支えありません。

3 返済日

(1) 返済日の考え方

分割返済条件での第1回返済日は、原則として、貸付実行日の〇〇か月後の応当日です。

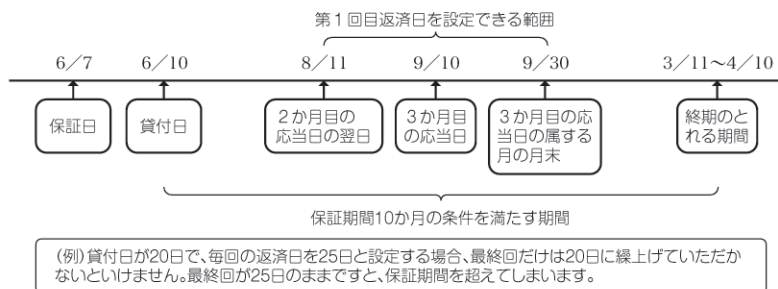
(例:3か月目からの返済なら、貸付実行日の3か月目の応当日)

ただし、応当日の属する月の前月の応当日の翌日から、応当日の属する月の月末までの範囲内で設定することは可能です。

(例:上記の例の場合、2か月目の応当日の翌日から、3か月目の月末の範囲)

なお、返済日を貸付実行日の応当日より後に設定されますと、最終回の返済日は保証期間内に入るよう調整していただくこととなりますのでご注意ください。

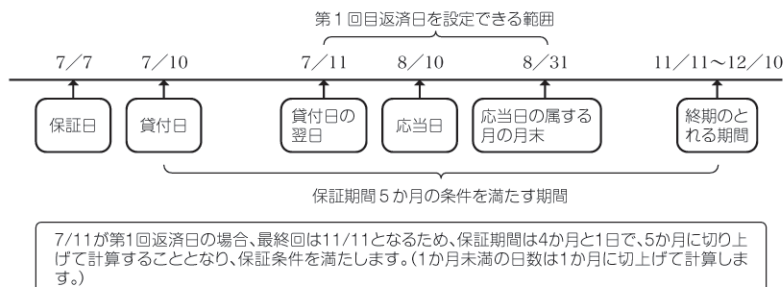
【例1】保証期間10か月、3か月目から返済(2か月据置)、
貸付実行日が6月10日の場合(8回払い)



(2) 「大の月の30日」の貸付実行の注意点

信用保証書に返済方法が「1か月目から」と記載のあるものは据置期間のない返済方法となります。この場合、第1回目返済日は貸付実行日の翌日から翌月の月末までの範囲内で設定できます。

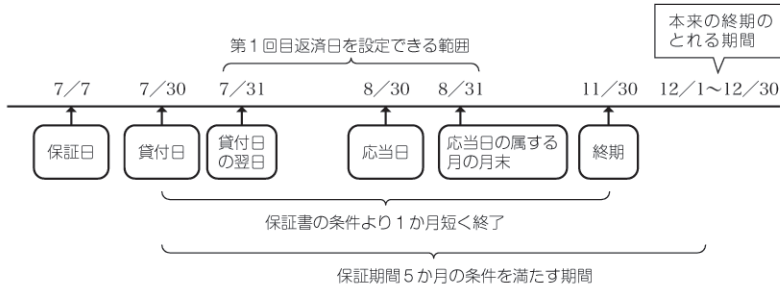
【例2】保証期間5か月、1か月目から返済、
貸付実行日が7月10日の場合(5回払い)



なお、「大の月の30日」の貸付実行日で翌日の31日を第1回返済日とし、毎月月末払いとすると、返済回数は保証条件どおりとなりますが、保証期間が1か月分短縮され対応できないケースに該当しますので、返済回数が保証期間を上回らないよう調整を行ってください。

条件違反になる例

【例3】保証期間5か月、1か月目から返済、
貸付実行日が7月30日の場合(大の月の30日、5回払い)



第1回返済日を7月31日とすると、2回目(8/31)、3回目(9/30)、4回目(10/31)、5回目(11/30)となり、返済回数は5回で条件どおりですが、保証期間が4か月となり1か月短くなるため保証条件違反となります。



第9 信用保証料

信用保証料は、協会が中小企業者等の委託に基づいて行う信用保証の対価として、お支払いいただく信用保証制度独自のもので、信用保険制度への信用保険料、協会の業務費、損失負担(代位弁済)等に充てられるものです。

1 責任共有保証料率と信用保証料率

(1) 保証料率体系の内容

中小企業者の財務内容等に応じて、下表のとおり9段階となります。

また、責任共有制度に該当する場合の「責任共有保証料率」と該当しない場合の「信用保証料率」に区分されます。

例外として、経営安定関連保証(セーフティネット保証)・流動資産担保融資保証等の特別な保証には、一定の保証料率が適用されます。

なお、最終的な保証料率は、個別に中小企業者の定性要因を加味して協会が決定します。

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率(%) (特殊保証料率)	1.90 (1.62)	1.75 (1.49)	1.55 (1.32)	1.35 (1.15)	1.15 (0.98)	1.00 (0.85)	0.80 (0.68)	0.60 (0.51)	0.45 (0.39)
信用保証料率(%) (特殊保証料率)	2.20 (1.87)	2.00 (1.70)	1.80 (1.53)	1.60 (1.36)	1.35 (1.15)	1.10 (0.94)	0.90 (0.77)	0.70 (0.60)	0.50 (0.43)

(注1)「責任共有保証料率」は、保証委託額に対して計算される保証料を貸付金額に対する率で表示したものです。

(注2)「信用保証料率」は、保証委託額に対する率で、責任共有制度対象外の保証制度に適用します。

(注3)「特殊保証料率」は、手形割引根保証、当座貸越根保証及び事業者カードローン根保証等に適用します。

(2) 定性要因を加味した保証料率の割引

前記各保証料率から以下の定性要因を加味して料率の割引をします。

① 有担保保証に対する割引 …0.1%(但し、一部の県制度については0.02%)

② 会計参与設置会社に対する割引…0.1%

会計参与の設置をしている旨の登記を行った事項を示す書類(商業登記簿謄本)の添付が必要となります。

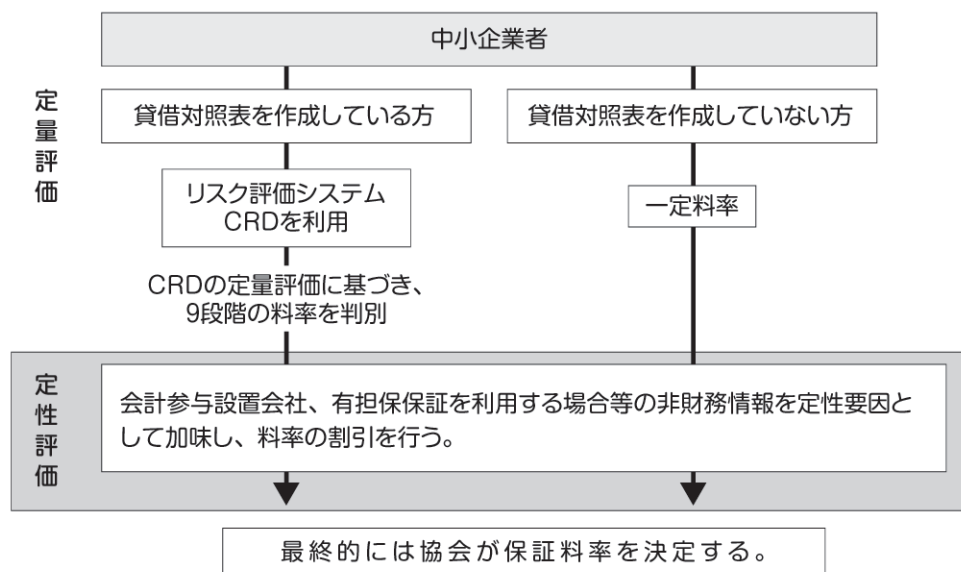
(3) 信用リスクの評価

リスク考慮型保証料率の決定にあたっての信用リスク評価には、一般社団法人CRD協会の法人向けモデル、または個人向けモデルを利用しています。

(注1) 一般社団法人CRD協会とは、中小企業庁の発案により平成13年に設立された、中小企業に関する日本最大のデータベース機関です。

CRD協会は、スコアリングモデルや各種サービスを提供することにより、協会や金融機関の審査業務の効率化や信用リスク管理の高度化及び中小企業の経営支援等をサポートしています。

(4) リスク考慮型保証料率決定プロセス



2 信用保証料の計算

(1) 月数保証と確定日保証

月数保証とは、保証期間を月数で定めた保証のことを指します。貸付実行日の応当日をもって1か月としますが、貸付実行日が月末のときは、翌月の末日までの間を1か月とすることができます。

確定日保証とは、保証期間の終期を確定日として定めた保証のことを指します。

(2) 保証期間

月数保証の場合は、信用保証書に記載された保証期間(月数)のことをいい、確定日保証の場合は、貸付予定日の翌日から最終返済期日までの日数のことをいいます。

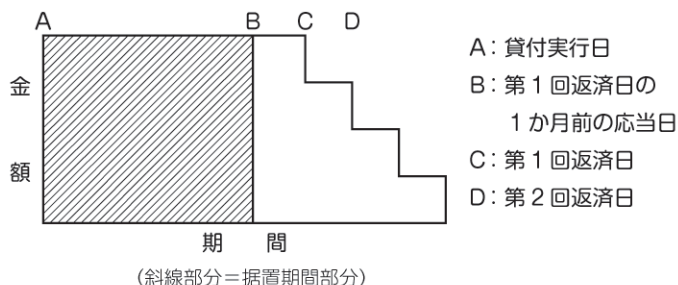
なお、保証期間は、月を単位として計算します。1か月未満の端数(日数)が生じた場合には、1か月として算出します。

(3) 据置期間

据置期間とは、分割返済において、貸付実行日から、第1回の分割返済日の前月の応当日までの期間のことをいいます。

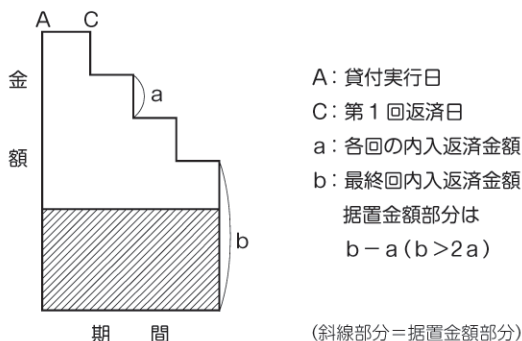
なお、第1回の分割返済日が月末である場合は、前月の応当日は、前月末日となります。

ただし、月数保証の場合は、貸付実行日の翌日から第1回返済日までの期間(月数)より第1回目と第2回目の返済間隔(月数)を差引いた期間(月数)を月単位により計算し、確定日保証の場合は、貸付実行予定日の翌日から日単位により算出します。



(4) 据置金額

据置金額部分とは、分割返済のうち最終回の内入返済金額が各回の内入返済金額(不均等分割返済にあっては、最終回の直前の内入返済金額)の2倍を超える場合であって、最終回内入返済金額から各回の内入返済金額を差引いた金額をいいます。



(5) 一括返済条件の信用保証料の計算式

① 月数保証(保証期間を「月」で定めた保証)の場合

信用保証料＝貸付金額×保証料率×保証期間(月数)×1/12

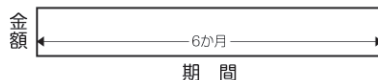
② 確定日保証(最終返済期日を定めた保証)の場合

確定日保証の場合は、期間を「日数」、12か月を「365日」に置き換えます。

信用保証料＝貸付金額×保証料率×保証期間(日数)×1/365

(月数保証計算例)

貸付金額	10,000,000円	保証料率	1.35%
保証期間	6か月		
返済方法	期日一括返済		



計算式 $10,000,000円 \times 1.35\% \times 6か月 \times 1/12 = 67,500円$

(6) 均等分割返済条件の信用保証料の計算式

① 月数保証の場合

次のaからcの合計額です。

a 据置期間部分

信用保証料＝貸付金額×保証料率×据置期間(月数)×1/12

b 分割返済部分

$$\text{信用保証料} = (\text{貸付金額} - \text{据置金額}) \times \text{保証料率} \times (\text{保証期間(月数)} - \text{据置期間(月数)}) \times 1/12 \times \text{分割返済回数別係数}$$

c 据置金額部分

$$\text{信用保証料} = \text{据置金額} \times \text{保証料率} \times (\text{保証期間(月数)} - \text{据置期間(月数)}) \times 1/12$$

② 確定日保証の場合

次のaからcの合計額です。

a 据置期間部分

$$\text{信用保証料} = \text{貸付金額} \times \text{保証料率} \times \text{据置期間(日数)} \times 1/365$$

b 分割返済部分

$$\text{信用保証料} = (\text{貸付金額} - \text{据置金額}) \times \text{保証料率} \times (\text{保証期間(日数)} - \text{据置期間(日数)}) \times 1/365 \times \text{分割返済回数別係数}$$

c 据置金額部分

$$\text{信用保証料} = \text{据置金額} \times \text{保証料率} \times (\text{保証期間(日数)} - \text{据置期間(日数)}) \times 1/365$$

③ 根保証の場合

$$\text{信用保証料} = \text{極度額} \times \text{保証料率} \times \text{保証期間(日数)} \times 1/365$$

④ 分割返済回数別係数の適用にあたっての分割返済回数とは返済回数をいいます。

ただし、返済期間の間隔が1か月以内の場合は、1か月を1回として取扱うものとします。
分割返済回数別係数は下表のとおりです。

回数別区分	均等分割返済の場合(注1)	不均等分割返済の場合(注2)
6回以下	0.70	0.77
7回以上12回以下	0.65	0.72
13回以上24回以下	0.60	0.66
25回以上	0.55	0.61

(注1) 均等分割返済とは

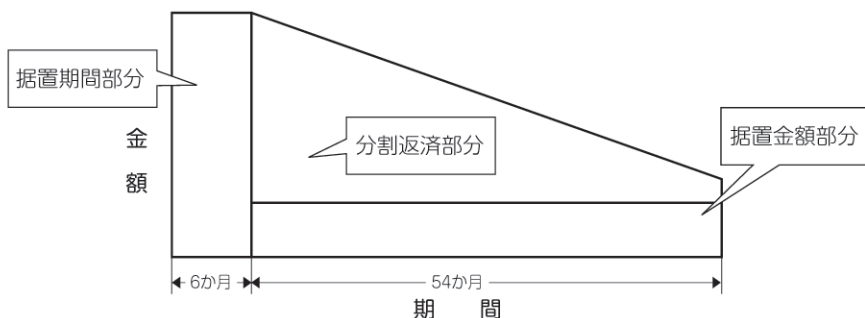
元利均等返済及び毎回の返済金額が同額(最終回または初回の返済額が毎回の返済額と異なる場合を含みます。)であって、分割返済間隔が一定である返済方法のことをいいます。

(注2) 不均等分割返済とは

毎回の返済金額が同額でない返済方法または分割返済間隔が、一定でない返済方法のことをいいます。

(保証料計算例)

貸付金額 10,000,000 円 保証料率 1.35%
 保証期間 60 か月 (据置期間 6 か月)
 返済方法 7 か月目から 59 か月目まで 1 か月ごと 180,000 円、最終回 460,000 円



計算式

a 据置期間部分 $10,000,000 \text{ 円} \times 1.35\% \times 6 \text{ か月} \times 1/12 = 67,500 \text{ 円}$
 b 分割返済部分 $9,720,000 \text{ 円} \times 1.35\% \times 54 \text{ か月} \times 1/12 \times 0.55 = 324,769 \text{ 円}$
 c 据置金額部分 $280,000 \text{ 円} \times 1.35\% \times 54 \text{ か月} \times 1/12 = 17,010 \text{ 円}$
 保証料額合計 409,279 円

3 保証条件変更の信用保証料計算

(1) 保証条件変更時の保証料率

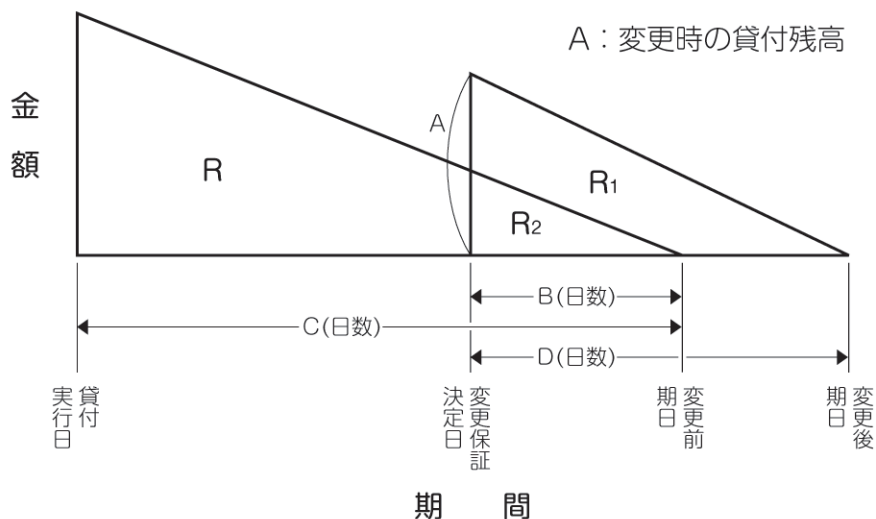
- ① 変更後の条件による信用保証料計算では、当初の保証料率を適用します。
- ② 条件変更後の信用保証料は、日割計算となります。
- ③ 当初が分割返済条件の保証に対しての追徴保証料は、当初の保証料に対して、日数の比例面積計算となります。

(2) 保証期間内の条件変更

- ① 保証期間内の条件変更にかかる信用保証料は、変更保証決定日の翌日から変更後の保証期日までについて、変更後の保証条件により計算します。この場合、新たに徴収する保証料は、既収保証料のうち、変更保証決定日の翌日から変更前の保証期日までにかかる信用保証料を控除した額とします。
- ② 前項の変更保証決定日の翌日から、当初の保証期日までの信用保証料を控除する計算は、当初の条件により計算された額に対し、比例面積計算方式により計算します。
- ③ 保証料を分割支払いしている場合は、条件変更時に未徴収残額を含めて新たに徴収する保証料を再計算します。

【計算例】 保証条件の変更による信用保証料の計算方法は下記のとおりです。

(分割返済の場合で変更後の保証期日が当初の保証期日を超える場合の計算方法)



(計算式)

R₁ (変更後の条件による信用保証料)の計算式

$$R_1 = A \times \text{保証料率} \times D(\text{日数}) \times 1 / 365 \times \text{変更後の条件による回数別係数}$$

R₂ (変更保証決定日の翌日から変更前の保証期日までの信用保証料)の計算式

$$R_2 = \frac{R \times B^2}{C^2}$$

(参考式) $R : R_2 = C^2 : B^2$

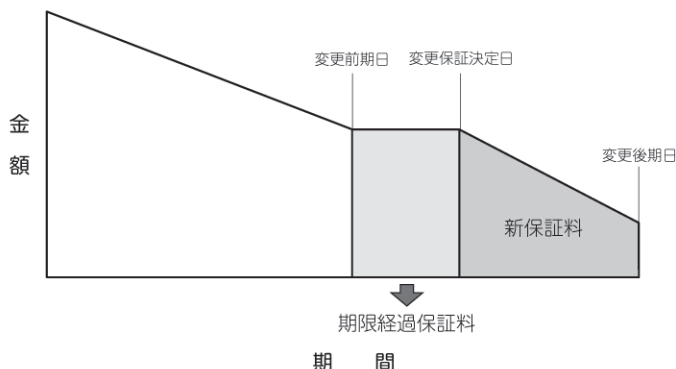
$$R_2 \times C^2 = R \times B^2$$

$$R_2 = \frac{R \times B^2}{C^2}$$

$$\text{条件変更により徴収する信用保証料} = R_1 - R_2$$

(3) 保証期間経過後の条件変更

変更前の保証期日の翌日から変更保証決定日までを、据置期間部分として一括返済による計算とし、変更保証決定日の翌日から変更後の保証期日までは、変更後の条件により計算します。



4 信用保証料の徴収方法

信用保証料は、信用保証書に添付の保証料計算書に記載された金額を貸付実行日、または変更実行日に、金融機関が協会に代わり全額一括徴収してください。

ただし、保証期間が2年を超えるものについては、被保証人からの申出により分割徴収することができます。徴収割合は下表のとおりです。

徴収回数	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回
徴収期日	貸付日	貸付日の1年後の応当日	貸付日の2年後の応当日	貸付日の3年後の応当日	貸付日の4年後の応当日	貸付日の5年後の応当日	貸付日の6年後の応当日	貸付日の7年後の応当日	貸付日の8年後の応当日	貸付日の9年後の応当日
分割徴収回数										
保証期間										
分割徴収割合	2年超 4年以内	2回	75%	25%						
	4年超 6年以内	3回	60%	30%	10%					
	6年超 8年以内	4回	45%	35%	15%	5%				
	8年超10年以内	5回	35%	30%	20%	10%	5%			
	10年超12年以内	6回	30%	20%	20%	15%	10%	5%		
	12年超14年以内	7回	25%	20%	20%	15%	10%	5%	5%	
	14年超16年以内	8回	20%	20%	15%	15%	10%	10%	5%	5%
	16年超18年以内	9回	20%	20%	15%	15%	10%	5%	5%	5%
	18年超	10回	20%	20%	15%	15%	10%	5%	5%	5%

(注1) 徴収時期は、貸付実行日を初回として、以後1年毎に徴収します。(2回目以降の信用保証料は徴収期日の前月初めに被保証人と金融機関に通知します。)

なお、分割とした保証料を更に分割とする取扱はできません。

(注2) 保証料の分割支払いを希望される場合は、被保証人より「信用保証料分割支払承認依頼書・信用保証料分割徴収承認申請書」を徴収してください。

5 信用保証料の返戻

(1) 最終履行期限前に完済された場合の信用保証料の返戻

保証期間(条件変更による場合は変更後の期間)について、貸付実行日から1年毎に区分し、原則として完済日の属する1年については未経過保証料の90%を、完済日の属する1年を超える期間についてはその全額を返戻します。前項の未経過保証料の計算は、完済日の翌日から最終履行期限までの期間(日数)について比例面積計算方法により行います。

ただし、最終履行期限前に完済された場合については、既収信用保証料の一部について返戻いたしますが、次の事項に該当する場合は返戻いたしません。

- ① 期限の利益喪失により代位弁済を行った場合
- ② 計算された返戻金額が1,000円以下の場合
- ③ その他返戻を適当としない場合

(2) 信用保証料返戻事務について

- ① 保証協会が被保証人の返戻口座に直接保証料を返戻します。
- ② 被保証人の返戻口座確認のため「保証料返戻口座確認書」(返信用封筒を同封)を、該当する被保証人に直接協会から送付します。この書面の返送がなければ保証料を返戻できません。
- ③ 返戻時には被保証人に直接協会から「返戻保証料の振込についてのご案内」(圧着ハガキ)を通知します。

(3) 信用保証料返戻事務手続の流れ(繰上げ完済から返戻保証料の振込みまで)

	通常の繰上げ完済の場合	既存の保証付貸付の借換申込の場合
① 金融機関	保証付貸付の完済後、協会に対して完済報告をします。	借換えを行う保証申込時には、信用保証依頼書の「この貸付で完済する保証がある場合」欄に保証料返戻預金口座を記入します。 ※返戻預金口座は今回借換申込の金融機関にある口座となります。 保証付貸付の完済後、協会に対して完済報告をします。
② 保証協会	完済処理後、返戻保証料を計算します。返戻保証料が発生した場合、被保証人に対して「保証料返戻のお知らせ」及び「保証料返戻口座確認書」を送付します。	
③ 被保証人	「保証料返戻口座確認書」に振込先金融機関名、預金口座番号等の所定事項を記入し、協会へ返送します。	
④ 保証協会	「保証料返戻口座確認書」に従い、指定された口座へ返戻保証料を振込みます。	完済処理後、返戻保証料を計算します。返戻保証料が発生した場合、上記①で指定された保証料返戻口座に返戻保証料を振込みます。
⑤ 被保証人	返戻保証料を受領します。	返戻保証料を受領します。

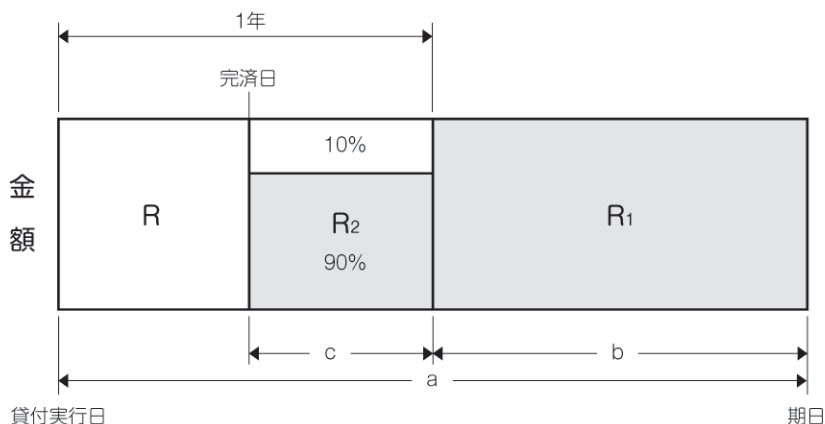
(注1) 保証料の返戻は、被保証人の口座に対して行います。

(注2) 借換時の差引計算対象の保証は、事務手続が異なります。(「6. 信用保証料差引計算」P44を参照してください。)

(4) 信用保証料返戻の計算方法

返戻額の計算における期間は日数計算とします。

① 一括返済条件の場合の返戻計算



a : 保証期間(日数)

b : 完済日の属する1年を超える未経過期間(日数)

c : 完済日の属する1年の未経過期間(日数)

R : 当初の保証料

R₁ : 完済日の属する1年を超える返戻保証料

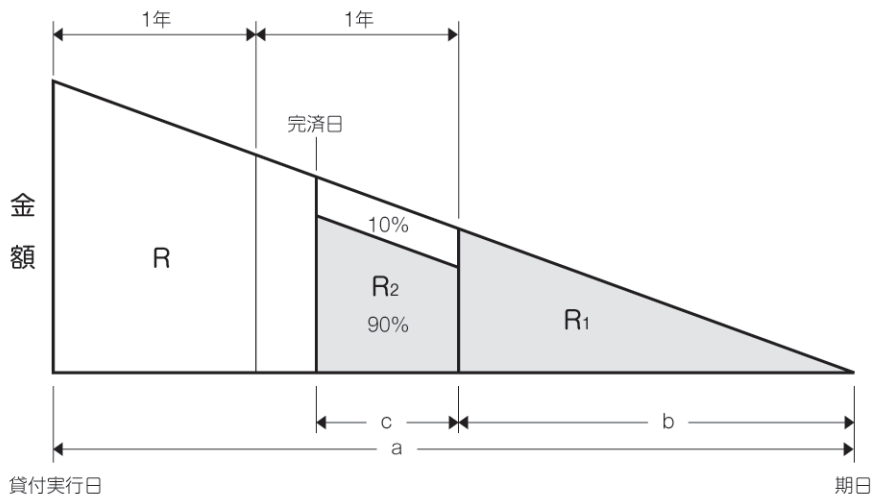
$$R_1 = R \frac{b}{a}$$

R₂ : 完済日の属する1年の返戻保証料

$$R_2 = \left\{ R \times \left(\frac{b+c}{a} \right) - R_1 \right\} \times 90\%$$

$$\text{返戻保証料} = R_1 + R_2$$

② 分割返済条件の場合の返戻計算



a : 保証期間(日数)

b : 完済日の属する1年を超える未経過期間(日数)

c : 完済日の属する1年の未経過期間(日数)

R : 当初の保証料

R₁ : 完済日の属する1年を超える返戻保証料

$$R_1 = R \left(\frac{b}{a} \right)^2$$

R₂ : 完済日の属する1年の返戻保証料

$$R_2 = \left\{ R \times \left(\frac{b+c}{a} \right)^2 - R_1 \right\} \times 90\%$$

$$\text{返戻保証料} = R_1 + R_2$$

6 信用保証料差引計算

回収条件付保証については、信用保証料差引計算が可能となります。

『お願いと注意点』

(1) 「貸付予定日」の記入について

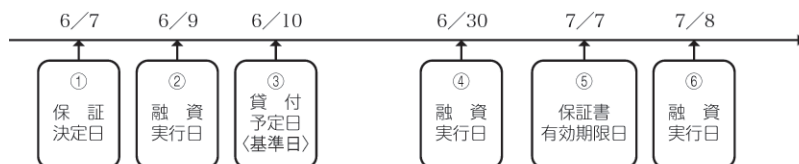
回収条件付保証は、「貸付予定日」を計算基準として差引計算しますので、必ず「信用保証依頼書」に「貸付予定日」をご記入ください。

(2) 信用保証書の記載と融資実行

回収条件付保証で差引計算対象の「信用保証書」には、貸付予定日として記載された日を基準に「〇年〇月〇日以降に実行のこと」という条件を付しますので、必ず信用保証書に記載された日を確認の上、融資実行をしてください。

- ・「貸付予定日」前に実行される場合は、保証条件違反となりますので「信用保証書」の再発行が必要となります。
 - ・差引計算対象の保証については、「信用保証書」の有効期限(30日)内に実行できなかった場合、有効期限の延長を認められませんのでご注意ください。
- なお、特別の事情により有効期限内に融資実行ができない場合は、申込受付からやり直すことになります。

【事例】



上記のケースにおいて、

②の貸付予定日前の実行はできません。

「信用保証書再発行および取消依頼書」(貸付予定日変更)を提出してください。

「貸付予定日」を変更して再発行します。

④の融資実行は「貸付予定日」後、保証書有効期限内であり問題ありません。

⑥は有効期限経過後の融資実行であり、保証は無効となります。

(3) 差引計算対象外の保証

回収条件付保証であってもすべて信用保証料を差引計算するものではなく、次の場合は、差引計算対象外となります。

【今回の保証内容について】

- ① 新規保証料額より返戻保証料額の方が多い場合
- ② 連帯債務保証
- ③ 信用保証料を分割支払いする保証
- ④ 複数保証で同一既保証を回収する場合
- ⑤ 不均等返済の場合

【被回収保証について】

- ① 返戻保証料額が1,000円以下の場合
- ② 融資実行前に完済される場合
- ③ 連帯債務保証及び債務引受後の保証

第10 信用保証協会団体信用生命保険制度

信用保証協会団体信用生命保険(以下「保証協会団信」といいます。)は、協会の保証付融資を受けられた個人事業主の方(法人の場合は代表権を有する連帯保証人の方。)がその融資の債務全額を返済されないうちに「死亡」または「所定の高度障害」といった不測の事態に陥られた場合に、全国信用保証協会連合会(以下「連合会」といいます。)が生命保険会社から受け取る保険金を基に金融機関に対して当該債務を弁済するもので、後継者の方にとっての事業の維持安定、ご家族の安心を図るものです。

中小企業の方へのプラスワンサービスとして取扱いを行っています。

ご加入にあたっては、「保証協会団信」申込書兼告知書をご参照ください。

なお、保証協会団信への加入の有無が、保証審査に影響を与えることはありません。

1 保証協会団信の概要

(1) 加入資格

保証付融資を受けられる個人事業主または中小企業基本法で中小企業者に該当する法人の代表権を有する連帯保証人

(2) 被保険者

次に該当する方で、加入申込日(告知日)現在の満年齢が、20歳以上71歳未満の方

① 個人事業主の場合は本人

② 法人の場合は、代表者であって連帯保証人となる方

(注1) 中小企業基本法第2条第1項または信用保証協会法第20条第4項に定める中小企業者であることを要します。

(注2) 「保証協会団信」に加入される場合は、金銭消費貸借契約書上に代表者を連帯保証人として取入れしてください。

(3) 加入の対象となる融資限度額

1企業100万円以上2億円以下です。

(4) 加入の対象となる貸付形式・融資期間等

貸付形式は、証書貸付に限り、融資期間は1年以上です。

返済方法は分割返済(元金均等・元利均等)で一括返済や不均等返済の場合は加入できません。なお、根保証(当座貸越・事業者カードローン根保証、手形割引根保証、流動資産担保融資保証(根))は対象となりません。

(5) 団信特約料

団信特約料とは、団信加入者が金融機関の債務の弁済を連合会に委託するため支払う年払いの特約料です。

年に1回、連合会が収納事務を委託している第一ライフペイメント(株)より事前にご案内の上、指定口座より振替えます。

振替日は、初回は融資実行月の翌月28日、翌年度以降は融資実行月の応当月の28日です。28日が非営業日のときは翌営業日になります。

なお、振替時の通帳にはDSC(ホシヨウキヨウカイ)と表示されますが、特約料に関する詳細は、後記の連合会に照会してください。

(6) 告知義務

現在及び過去の健康状態等について、ありのままにお知らせいただくことを告知といい、ご加入にあたっては告知していただく義務があります。

「正しく告知いただくために」を必ず確認してください。

万一、正しく告知がなされていない場合には、「告知義務違反」として保険金が支払われないこととなります。

(7) 保険事故発生の場合

万一、被保険者に保険事故(死亡、高度障害状態)が発生した場合には、直ちに金融機関を通じて協会に連絡していただくよう家族等にあらかじめ説明してください。

(8) 団信からの脱退

被保険者が次のいずれかに該当した場合は、団信から脱退することとなります。

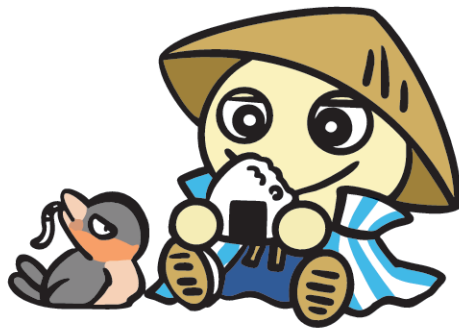
- ① 死亡したとき(保険金請求)
- ② 高度障害の状態に該当したとき(保険金請求)
- ③ 債務を完済したとき
- ④ 免責的債務引受等により被保証人でなくなったとき
- ⑤ 法人の代表権を失ったとき
- ⑥ 法人の連帯保証人でなくなったとき
- ⑦ 告知義務違反等により加入資格を喪失したとき
- ⑧ 債務の償還期限が到来したとき
- ⑨ 任意脱退(債務弁済委託契約の解除)の申し出があったとき
- ⑩ 満75歳となったとき
- ⑪ 特約料が2か月連続して納入されなかったとき
- ⑫ 債務につき代位弁済したとき

上記①～⑦については脱退事由の当該日に脱退となり、⑧については金銭消費貸借契約書に基づく最終弁済日の属する月の末日で解約となり、また⑨～⑫については納入済特約料に対応する弁済責任期間の末日で保障は終了します。

なお、法人の代表者が交代された場合で、新代表者が連帯保証人に加入し引き続き団信に加入の手続きをされた場合は、継続加入することができます。

(9) その他の注意点

- ① 信用保証委託申込書に加入の意思を記入していただく欄がありますので、○印をしてください。
- ② 「保証協会団信申込書兼告知書」の有効期限は、告知日から120日ですので、その間に貸付実行してください。
- ③ 団信用紙「債務弁済委託契約申込書」等の請求については後記の日本生命保険相互会社へ照会してください。
- ④ 申込後、加入をやめる場合は、『「保証協会団信」加入申込取下げ申出書』を提出してください。
- ⑤ 加入後、脱退される場合は、別途様式「任意脱退届」がありますので、協会に連絡をしてください。



2 「保証協会団信」特約料の目安

【元金均等返済、据置期間なしの場合】

この目安表は100万円当たりの表です。例えば1,000万円のお客様の場合は、全て10倍してご利用ください。

借入期間	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	総支払額
1年	2,980										2,980
2年	3,590	1,140									4,730
3年	3,790	2,160	760								6,710
4年	3,890	2,670	1,620	570							8,750
5年	3,950	2,970	2,130	1,290	450						10,790
6年	4,000	3,180	2,480	1,780	1,080	380					12,900
7年	4,030	3,320	2,720	2,120	1,520	920	320				14,950
8年	4,050	3,430	2,910	2,380	1,860	1,330	810	280			17,050
9年	4,060	3,520	3,050	2,590	2,120	1,650	1,190	720	250		19,150
10年	4,080	3,590	3,170	2,750	2,330	1,910	1,490	1,070	650	230	21,270

※上記の金額はあくまでも目安であり、返済方法や返済状況等で異なります。

※特約料は今後変更される場合があります。

※繰上完済の場合、特約料は返戻しません。

この制度についての詳細は、以下のところへお問い合わせください。

一般社団法人全国信用保証協会連合会 03-6823-1203(団信担当直通)

0120-966-023(フリーコール)

日本生命保険相互会社

0120-563-928(法人サービスセンター)

第 11 様式モデル

様式モデル1

信用保証協会全国統一申込書式

信用保証の申込をされるお客様へ

滋賀県信用保証協会

お申し込みに当たってのお願い

- 1 委託者または連帯保証人となる方が個人の場合、信用保証委託契約書の委託者・連帯保証人欄には、本人が**自署捺印**してください。
押印する印鑑は、実印（印鑑登録されているもの）をお使いください。
- 2 信用保証委託申込書・申込人（企業）概要等の申込関係書類には、現時点における状況をお書きください。
信用保証協会は、皆様の立場にたって業務を行っており、皆様の営業内容については、決して他に漏らすことはありませんので、申込関係書類には安心してありのままをご記入ください。
なお、不実の記載をされずと保証をお断りすることがあります。
- 3 営業の内容、ご返済のことをよくお考えのうえ、事業に必要な金額だけをお申し込みください。
なお、保証の諸おおよび金額等については、信用保証協会の審査により決定させていただきます。
- 4 借入金債務の全部を保証する場合と、一部について保証（割合保証といいます。）する場合があります。
- 5 決算書等、お申し込みにあたって必要な添付書類は、裏面の一覧表にあるとおりですが、金融機関の指示に従ってご提出ください。
なお、以後も必要に応じ決算書や定款等の提出をお願いすることがあります。
- 6 お申込時にいただいた書類は、決算書（確定申告書）原本を除き、原則としてお返しいたしませんのでご了承ください。
- 7 信用保証協会は、信用保証を行うにあたって所定の信用保証料以外（例えば手数料、調査料、相談料、用紙代など）は一切いたしません。
- 8 斡旋料、仲介手数料等を要求するいわゆる金融斡旋屋にご注意ください。信用保証協会では金融斡旋屋等の第三者が介入・介入する保証申込は一切取扱い致しません。
- 9 成年後見制度をご利用になることとなった場合には、ご本人（または代理権のある方）からお早めにお届けください。
- 10 ご希望される方は「信用保証協会団体信用生命保険」（以下「保証協会団信」といいます。）にご加入できます。
保証協会団信への加入に際しては、信用保証料とは別に、特約料の支払いが必要となりますが加入の有無と、保証の諸否・金額査定はまったく関係ありません。
（なお、お取り扱いできない場合もありますので、信用保証協会にお尋ねください。）

ご利用の資格等

●企業規模

資本金または従業員数のいずれか一方が下表に該当しているお客さまがご利用いただけます。

業 種	資 本 金	従 業 員 数
製 造 業 等	3億円以下	300人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下
小 売 業	5,000万円以下	50人以下
サ ー ビ ス 業	5,000万円以下	100人以下
医 療 法 人 等	—	300人以下

*一部の業種（政令特別業種）については、従業員数の制限が上表と異なります。（例：サービス業のうち旅館業は従業員200人以下）

●業種

業種によってはご利用いただけない場合もあります。

●所在地・業歴

協会の業務区域内において、住居を有している方、または事業を行っている方を対象としています。
なお、一部の制度等については、業歴要件を必要としているものもありますのでご留意願います。

●許認可等

許認可等を要する事業を営んでいる場合は、当該事業に係る許認可等を受けていることが必要です。

●借入金の用途

事業上必要とする運転資金または設備資金に限りま。

おわかりにならない事、またはお気付きの点がございましたら、信用保証協会までお問い合わせください。

滋賀県信用保証協会

住所：〒520-0806 大津市打出浜2-1「コラボしが21」7階・8階

電話番号：077-511-1321・1322 ホームページアドレス：<https://www.cgc-shiga.or.jp>

様式モデル2

金融機関ご担当者へのお願

以下の「必要添付書類・チェックリスト」をご覧ください、必要添付書類については必要欄に○をして、申込をなさるお客様にお渡しください。
また、お客様に金融斡旋等とかがわりを持たないようにご指導願います。

必要添付書類・チェックリスト

*令和3年7月1日保証申込受付より、信用保証委託契約書は申込時ではなく貸付実行時に作成・提出となりますので、ご留意ください。

	書 類 名	留 意 事 項	必要
通常申込時に必要な基本資料	信用保証依頼書	保証申込の都度、毎回必要となります。金融機関にて作成いたします。	
	信用保証委託申込書	保証申込の都度、毎回必要となります。	
	信用保証委託契約書	保証申込の都度、毎回必要となります。(令和3年7月1日保証申込受付分より、申込時ではなく貸付実行時に作成・提出となります。) 日付欄には記入日を記載頂き、印鑑登録されている実印を押印願います。	
	個人情報の取扱いに関する同意書	原則として、初めてご利用いただく際に必要となります。 保証申込の関係者(本人、連帯保証人、担保提供者等)から個別に提出願います。	
	商業登記簿謄本	初めてご利用いただく際に必要となります。(写し可。) 2回目以降は、原則として前回までの利用時から変更のあった場合に必要となります。	
	印 鑑 証 明 書	初めてご利用いただく際に申込人(法人・個人)、連帯保証人、担保提供者等について最近3か月以内のものが各1通必要となります。(写し可。) 2回目以降は、原則として前回までの利用時から変更のあった場合に必要となります。	
その他必要に応じて提出していただく資料	確定申告書(写)(決算書)	直近2期分(別表及び勘定科目内訳明細のあるもの)が必要となります。 ただし、前回までの利用時に提出済の場合や業歴が満たない場合には不要です。 また、必要に応じ原本やそれ以前の申告書を確認させていただく場合もあります。	
	残 高 試 算 表	原則として決算期から6か月以上経過している場合、必要となります。	
	納 税 証 明 書 た 納 付 書 (写)	法人の場合は、法人税または事業税の証明書、個人の場合は、所得税または事業税の証明書(どちらも添付できない場合には、原則として事業による所得割のある住民税の証明書)が必要となります。(写し可。) なお、同一納付期間の申込で、前回までの利用時に提出済の場合は不要です。 ただし、ご利用いただく制度要綱に、原本提出の有効期限が定められている場合は、その要綱に従って提出して下さい。	
	許 認 可 証 (写) 等	事業に必要な許認可証等(主たる事業の主たる事業所)の写しを添付願います。 ただし、資金使途が特定の事業に係るものである場合には、当該事業に係る許認可証等の写しを添付願います。 なお、すでに提出済で、その許認可証等有効期限内である場合には添付不要です。	
	従業員数確認資料 従業員数が右記の場合、確認資料は原則として次の(1)(2)いずれかが必要となります。 (1)労働保険概算・増加概算確定保険料申告書(写) (2)日本年金機構等公的機関による証明書 ただし、この書類が提出できない場合は、次のいずれかの書類(写)を提出願います。 (ア)「法人の事業概況説明書」 (イ)「健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届最終表」 (ウ)「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書」 (エ)「資金台帳」	保証申込時に当該資本金を超えており、従業員数が次表に該当する場合は、従業員数の確認書類が必要となります。	
	住 民 票 または 在 留 カ ー ド (写) もしくは 特 別 永 住 者 証 明 書 (写)	申込人(法人代表者を含む。)または連帯保証人が外国人である場合に、在留資格及び在留期間(満了日)等の確認のため必要となります。	
資金備 担保を提供したく場合	見 積 書 (写) または 契 約 書 等 (写)	建物の建築、機械等の設備の場合に必要となります。	
	建 築 確 認 申 請 書 (写)	原則として、申込人が建築申請人であることが必要です。	
	不 動 産 登 記 簿 謄 本 公 図 (地 積 ・ 測 量 図)	新規担保提供時に最新のものを提出願います。(条件担保の場合は写し可。) なお、前回利用時から変更の無い場合は不要です。	
	建 物 図 面 ・ 各 階 平 面 図		
	住 宅 地 図 (所 在 地 略 図)		
	土 地 賃 借 契 約 書 (借 地 契 約 書)	借地上的建物を担保提供いただく場合に必要となります。	
担保を提供したく場合	承 諾 書		
	先 行 する 租 税 債 権 が ない かどうか の 確 認 資 料	担保提供時または極度増額時に所得税・消費税の納税証明書その3等を提出願います。(条件担保の場合は不要。)	

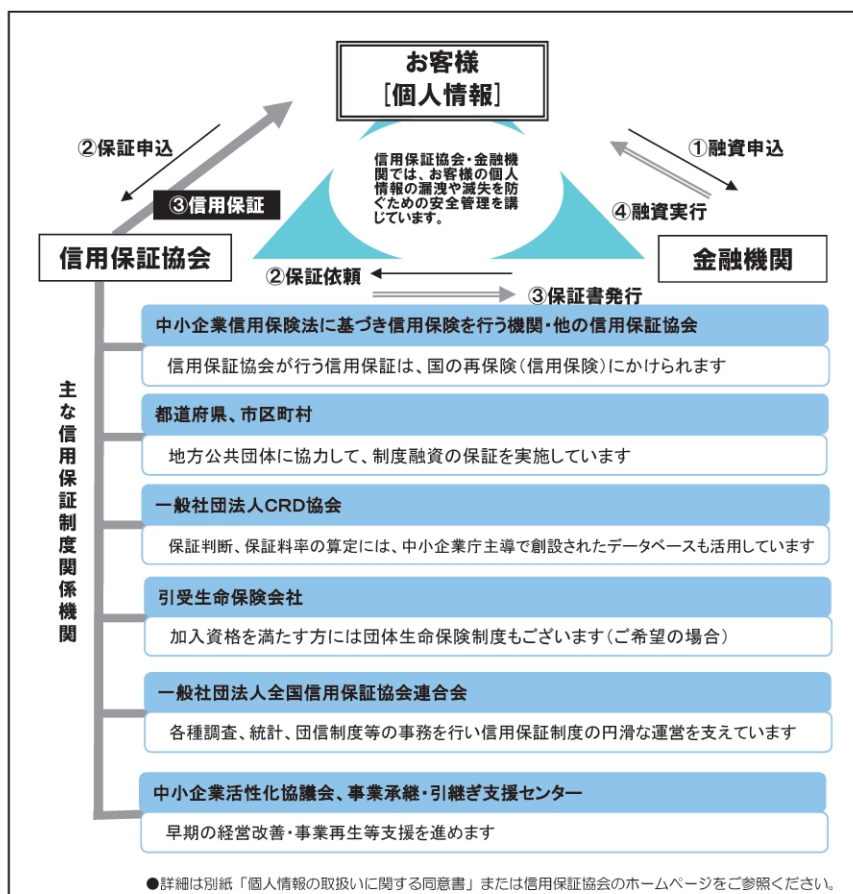
*この申込について団体信用生命保険を希望される方には、別に保証協会専用の「申込書兼告知書」が必要となります。
(詳細はパンフレット等をご参照ください。)
なお、以上のほか制度保証毎に必要な資料やその他追加資料を提出していただくことがあります。

様式モデル3

個人情報の取扱いに関するご説明

信用保証付き融資のご利用にあたって、ご提供いただいたお客様の個人情報は、金融機関・信用保証協会が適切に管理し、法律に定められた一定の場合を除き、予めお客様のご同意を得ることなく、第三者に提供することはありません。

ただし、別紙「個人情報の取扱いに関する同意書」に掲げる関係機関には、信用補完制度の適正な維持・運営等のため、必要に応じお客様の個人情報を提供させていただく場合がありますが、これらの関係機関においても、利用目的の範囲を超えて、個人情報を取扱うことはありません。



●平成17年4月から、『個人情報の保護に関する法律』に基づき、信用保証付き融資のご利用の際は、別紙「個人情報の取扱いに関する同意書」により、個人情報の第三者提供等に関して予めお客様のご同意をいただくことになりました。

『個人情報保護に関する法律』とは

個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的として、個人情報を取扱う事業者の義務などを定めた法律で、平成17年4月1日から全面施行されました。

この法律でいう「個人情報」とは、生存する個人に関する情報で、氏名、生年月日その他により特定の個人を識別することができるものをさします。

信用保証協会では、同法を遵守し、利用目的をホームページまたはポスター掲示によって公表した上で、個人情報を適正に取得し、また利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取扱うことはございません。

取得後は情報の漏洩や滅失を防ぐために安全管理措置を講じ、ご本人の同意を得ないで第三者に個人情報を提供することはありません。

主な信用保証制度関係機関

中小企業信用保険法に基づく信用保険引受機関

信用保証協会が行う信用保証の一定割合（70%～90%）は、中小企業信用保険法に基づき国の再保険「信用保険」にかけられます。

平成20年10月からは、信用保険の引受けを株式会社日本政策金融公庫が行っています。

地方公共団体

信用保証協会は、都道府県や市区町村が実施する公的な制度融資の信用保証を行っています。

お客様の個人情報は、地方公共団体からのお客様への利子補給や保証料補助及び制度融資の円滑な運営のため必要とされます。

一般社団法人CRD協会

国の資金を基にして全国の信用保証協会、政府系および民間金融機関が中心となり、わが国では最大規模の中小企業の経営関連データを集積し、情報分析・処理サービス等を行う機関です。信用保証協会では、お客様の財務データを登録し、得られた結果を信用保証料の算出等に活用しています。

なお、お客様の個人名や会社名を登録することはありません。

団体信用生命保険の引受保険会社

信用保証協会団体信用生命保険制度（保証協会団信）のご利用を希望される場合は、信用保証協会、全国信用保証協会連合会を通じて生命保険会社に手続を行います。

一般社団法人全国信用保証協会連合会

全国の信用保証協会を会員とした組織で、中小企業金融や信用保証業務改善のための調査・研究、保証協会団信制度の事務等を行っています。

中小企業活性化協議会、事業承継・引継ぎ支援センター

中小企業の収益力改善・再生支援・再チャレンジ支援に向けた取組を支援する公的機関です。早期に経営改善や事業再生等が必要であると判断した場合は、情報提供を行うことがあります。

様式モデル4

包括

個人情報の取扱いに関する同意書

令和
西暦

年 月 日

滋賀県信用保証協会 行

住所

氏名

印

私は、貴協会の保証を利用するにあたり、以下の事項について同意いたします。

- ① 信用保証業務及びこれに付随する業務の適切な運営の遂行のため、貴協会が下記に掲げる私に関する個人情報等を下記目的のために必要な範囲で利用すること
- ② 貴協会が裏面に掲げる私に関する個人情報（過去のものを含む）を裏面に掲げる利用目的のために必要な範囲で、裏面に掲げる者との間で授受すること
- ③ 保証申込が不承諾もしくは取り下げとなった場合、または担保・保証人の差し替えがあった場合でも、貴協会が引き続き私に関する個人情報を利用すること。
- ④ 将来、私が貴協会の保証を利用する場合についても、上記と同様に取り扱うこと。
（今回は異なる金融機関を利用する場合を含む）

記

個人情報の取扱いについて

滋賀県信用保証協会

当協会は、個人情報の利用に関し、以下に掲げる事項を遵守いたします。

- ① 個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）に基づき、以下に掲げるお客様の個人情報等を、信用保証業務及びこれに付随する業務並びに以下の目的の達成に必要な範囲で利用すること
- ② お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないこと

<個人情報>

- ① 氏名・住所・連絡先・家族に関する情報、決算・税務申告に関する情報、他の信用保証協会利用状況、返戻保証料振込口座等、相談時に提出頂く書類、保証委託申込書・条件変更申込書並びに申込時及び申込後提出頂く書類に記載されたすべての情報
- ② 就業状況・収入・負債額・資産保有状況・住民票記載事項・相続人に関する情報等、求償権の行使に必要な情報

<利用目的>

- ① 経営・金融・各種制度利用の相談の受付及び各種保証制度利用のご提案
- ② 保証申込・条件変更申込の受付、審査、決定
- ③ 保証利用資格の確認及び保証取引の継続的な管理
- ④ 法令等や契約上の権利の行使や義務の履行
- ⑤ 取引上必要な各種郵便物の送付
- ⑥ 信用保険・損失補償契約の相手方に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲での第三者提供
- ⑦ 市場調査及びデータ分析並びにアンケート等の実施
- ⑧ 保証料率・保険料率の算定及び保証料の返戻
- ⑨ 求償権の行使
- ⑩ その他中小企業金融及び信用補完制度の適正な運営

以 上

金融機関でご記入ください

金融機関名【	銀行・信用金庫・信用組合	支店【
委託者名【		】
保証番号【	】【	】

※条件変更ご申請の場合は対象保証番号をご記入ください。

第11 様式モデル

通 番	提 供 先	利 用 目 的	個 人 情 報
1	銀行、信用金庫等 中小企業信用保険法 施行令第1条の3、 第1条の4及び 第1条の5に掲げる 金融機関等	① 経営・金融・各種制度利用の相談の受付 ② 保証利用状況の確認 ③ 保証利用可能性の確認 ④ 保証利用の勧誘 ⑤ 保証審査結果の確認 ⑥ 与信判断・取引管理 ⑦ 保証料徴収 ⑧ 返済状況の確認 ⑨ 代位弁済の事実の了解 ⑩ 求償権の管理	① 氏名・住所、決算に関する情報、他の信用保証協会の利用状況等、保証委託申込書並びに申込時及び申込後提出する書類に記載されたすべての情報（以下「申込書類等記載情報」という。） ② 保証利用残高・返済状況等、保証利用状況に関する情報（以下「保証利用状況情報」という。） ③ 財務評価に関する情報・保証利用可能額等、保証審査に関する情報 ④ 保証審査の結果に関する情報 ⑤ 保証条件・保証金額等、利用した保証の内容に関する情報 ⑥ 事故発生事由 ⑦ 代位弁済金額・代位弁済の完了に関する情報等、代位弁済手続を行うにあたり必要な情報 ⑧ 就業状況・収入・負債額・資産保有状況等、求償権の行使に必要な情報
2	地方公共団体、 商工会等、 信用保証協会の 保証申込受付機関	① 保証利用状況の確認	① 氏名・住所等、属性に関する情報（以下「属性情報」という。） ② 保証利用状況情報
3	貴協会以外の 信用保証協会	① 保証利用資格及び保険限度額の確認 ② 保証料率・保険料率の算定 ③ 信用補完制度の健全な運営	① 属性情報 ② 申込書類等記載情報 ③ 保証利用状況情報
4	一般社団法人 CRD協会	① スコアリング ② 統計等のデータ分析 ③ データの更新	① 申込書類等記載情報 ② 債務者番号・債務者区分・事故発生年月等、事故発生に関する情報
5	中小企業信用保険法 に基づく信用保険に 係る業務を行う機関	① 信用保険契約により生じる権利の行使 や義務の履行 ② 中小企業信用保険に係る信用リスク の把握 ③ 中小企業信用保険制度の適正な運営 の調査 ④ データ分析並びにアンケート等の実施	① 申込書類等記載情報 ② CRDスコアリングデータ ③ 貸付実行利率、融資審査に関する情報等、貸付にあたり金融機関が信用保証協会に提供した情報 ④ 代位弁済金額・事故発生原因等、代位弁済の内容に関する情報（以下「代位弁済情報」という。） ⑤ 債権回収会社に対する回収委託日・求償金回収額・回収金納付額・求償権残高等、中小企業信用保険の手続を行うにあたり必要な情報 ⑥ 保証審査に関する情報・保険金請求額・返済状況等、中小企業信用保険の適正な運営を調査するために必要な情報
6	連帯保証人（金融機 関の保証人を含む）、 物上保証人等の 関係人	① 責任負担の確認 ② 返済状況の確認 ③ 代位弁済の事実の了解 ④ 連帯保証人（金融機関の保証人を含む）、 物上保証人等の関係人における権利 の行使または義務の履行	① 属性情報 ② 保証利用状況情報 ③ 代位弁済情報 ④ 就業状況・収入・負債額・資産保有状況等、求償権の行使に必要な情報
7	地方公共団体	① 地方公共団体による利子補給・ 保証料補給 ② 制度融資利用促進のための預託 ③ 地方公共団体制度融資の適正な利用の 確認	① 申込書類等記載情報 ② 月次弁済額・返済状況等、求償金の弁済に関する情報 ③ その他地方公共団体制度融資に関する手続に必要な情報
8	一般社団法人全国信 用保証協会連合会	① 信用保証協会業務に関する統計資料の 作成・分析 ② 信用補完制度の健全な運営	① 申込書類等記載情報 ② 財務評価点数等、保証審査に関する情報 ③ 保証承諾金額、保証期間等、保証承諾の内容に関する情報 ④ 条件変更内容・条件変更回数等、条件変更の内容に関する情報 ⑤ 事故発生事由・期限の利益喪失日等、事故発生の内容に関する情報 ⑥ 代位弁済情報 ⑦ 求償権金額・法的措置の内容・求償権回収に関する情報等、信用保証協会業務に関する統計資料作成のために必要な情報
9	地方公共団体、 一般社団法人全国信 用保証協会連合会 等、 信用保証協会に 対して損失補償を 行う機関	① 損失補償契約により生じる権利の行使や 義務の履行 ② 損失補償事業の適正な運営の調査	① 申込書類等記載情報 ② 代位弁済情報 ③ 利用した保険種別・支払保険金額等、中小企業信用保険に係る保険金請求に関する情報 ④ 利用した保証制度名、損失補償金支払額等、地方公共団体制度融資に係る損失補償金請求に関する情報 ⑤ 求償金回収額・回収納付額・求償権残高、損失補償に関する手続を行うにあたり必要な情報 ⑥ 保証審査に関する情報・返済状況等、損失補償事業の適正な運営を調査するために必要な情報
10	中小企業活性化協議 会、事業承継・引継ぎ 支援センター等、国の 施策として設置され た中小企業者の経営改 善・事業再生等の支 援を行う機関	① 経営改善・事業再生等に係る相談 ② 経営改善計画・事業再生計画・事業承継 計画等の策定支援 ③ その他各支援機関が行う経営改善・事業 再生等の支援	① 申込書類等記載情報 ② 保証利用状況情報 ③ 財務評価に関する情報・保証利用可能額等、保証審査に関する情報 ④ 保証審査の結果に関する情報 ⑤ 保証条件・保証金額等、利用した保証の内容に関する情報 ⑥ 条件変更内容・条件変更回数等、条件変更の内容に関する情報 ⑦ 事故発生事由・期限の利益喪失日等事故発生の内容に関する情報 ⑧ 代位弁済情報 ⑨ 月次弁済額・返済状況等、求償金の弁済に関する情報 ⑩ その他経営改善・事業再生等の支援に必要な情報

* 上記の個人情報提供先等は、その範囲をお知らせするものであり、すべてのお客様の情報が上記に掲げた全機関に提供されるわけではありません。

第 12 書類記入要領

記入要領1

信用保証委託申込書

滋賀県信用保証協会 行

協会欄 顧客番号

協会受付印

次のとおり借入したいので、信用保証をお願いします。

令和
西暦
(どちらかに○をいれ) 年 月 日

申 込 人	フリガナ	〒	TEL ()	必ずご記入ください。 法人は登記上の本社所在地。個人の場合は住民登録上の住所をご記入ください。
	法人名	フリガナ	TEL ()	
	氏名または代表者名	1 男 2 女	TEL ()	
	フリガナ	フリガナ	TEL ()	
申 込 人	商号 (個人の方のみ記入)	個人事業主の方で〇〇〇〇商店等商号がある場合はご記入ください。	営業所または工場等	常勤役員及び家族従業員数をご記入ください。
	組織	1 個人 2 株式 3 有限 4 合名 5 合資 6 合同 7 士業法人 8 その他法人 9 医療法人 10 その他法人	資本金	円 従業員 常用(役員・家族除く) 名 生年月日 西暦 明 大 昭 平 令
	後継者	1 無 2 有	常用(役員・家族) 名 または 臨時(パート含む) 名 設立年月日	年 月 日
	業種	(主たる業種) (従たる業種)	取投品目 (%)	%
申 込 人	会計処理	1 中小企業会計に準拠 2 非準拠 3 会計参与設置 (個人事業主の方) 貸借対照表作成の有無	1 無 2 有	
	許可可等	1 不要 2 有 (当該事業に係る許可可証等取得し、適法に事業を営んでいることを証明)	借入希望期間を月数でご記入ください。手形割引の場合は、手形の支払期日をご記入ください。	

申 込 内 容	金融機関	本・支店	期 間 または 期 日	年 月 日	返済方法	1 一括 2 分割	
	借入金額 (極度額)	円	資 金 使 途	1 運転資金 2 設備資金	保証料 分 納 希 望	1 無 2 有	
	調達方法	本 件 他 借 入 自 己 資 金 そ の 他 合 計	千円 千円 千円 千円 千円	必 理 要 由	※本件借入に伴う資金は今回申込に係る事業以外の目的で使用いたしません 今回、資金が必要となった理由・背景や具体的な資金の使途等をご記入ください。 また、本件借入以外に他から借入等を予定している場合には、左欄の調達方法にご記入ください。		
	業 況	最近 12か月の 売上	千円 千円 千円 千円	千円 千円 千円 千円	申 込 時 預 金 入 金 残 高	(預 金) (借入金)	千円 千円

※ 別添資料がある場合には記入不要です。なお、申込時預金・借入金残高欄は個人事業主の方で貸借対照表を未作成の場合にご記入願います。

他 協 会 の 保 証 利 用	1 無 2 有	() ()	信用保証協会) 信用保証協会)
--------------------	---------	------------	--------------------

団信加入希望	保証協会団体信用生命保険(略称「保証協会団信」) 加入希望の有無 1 無 2 有	加入を希望する場合は別途「保証協会団信」申込書が必要となります。なお、信用保証協会によって取り扱いがない場合がありますので、信用保証協会にご確認ください。
--------	---	---

※「保証協会団信」の加入の有無と、保証の可否・金額査定はまったく関係ありません。

第12 書類記入要領

記入要領1

申 込 人（ 企 業 ） 概 要

申込人(企業)名		令和 西暦	年	月	日
----------	--	----------	---	---	---

※前回保証利用後、変化のない項目は、記入を省略して結構です(初めてのお申込みの場合は、全項目記入してください)。

申 込 人 （ 企 業 ） の 概 要	創業年月(開業)	西暦	1	明治前	2	明	3	大	4	昭	5	平	6	令					年			月
	申込人(企業)の沿革、特色、最近の動向等																					

経 営 者 略 歴	生年月日	西暦	1	明	2	大	3	昭	4	平	5	令						年			月			日

特 許	特許保有	1	無	2	有	認 証 ・ 資 格	認証または申込人国家資格
	登録番号						
	(内容)						

取 引 先 状 況	主 な 販 売 先	会社名	構成比 (%)	回収条件			主 な 仕 入 先	会社名	構成比 (%)	支払条件		
				現金 (%)	手形 電債 (%)	回収サイト (日)				現金 (%)	手形 電債 (%)	支払サイト (日)

所有不動産有無		1	無	2	有	申込人及び代表者個人が不動産を所有している場合にご記入ください。									
所 有 不 動 産 概 要	種 類	所在地			名義人	土 地		建 物	時 価						
						自己所有	借 地								
	本 社					m ²	m ²			m ²	百万円				
	営 業 所														
	工 場 ・ 店 舗														
	自 宅														
	そ の 他														
担保に提供している場合の根抵当権極度額や抵当権債務残高の合計金額をご記入ください。									時価合計		百万円				
									債務(借入)合計		百万円				

記入要領2

信用保証依頼書

必ずご記入ください

令和
西暦 年 月 日

滋賀県信用保証協会 行

本申込について、審査の結果、貸付を適当と認めますので、保証制度要綱および同事務取扱要領を遵守のうえ信用保証を依頼します。

金融機関・支店名		金融機関コード		電話番号		FAX番号		担当部署・担当者		不在時連絡者		事前相談受付番号		保証制度(略称)		責任共有対象	
代表者名		金融機関印は不要です。		() -		() -								貸付金額の一部を保証する割合保証制度など金融機関が一部責任を負うような責任共有の対象とならない制度であることを想定して申込される場合は1に○をご記入ください。		1 無 2 有(①部分保証②負担金)	
申込入		協会顧客番号		フリガナ													
貸付金額		1 個別 2 極度		円		貸付予定日		年 月 日		期間または期日		か月、または 年 月 日					
資金使途		1 運転 2 設備 3 運転・設備				貸付利率		1 固定 2 変動		年		%		以内			
貸付形式		1 証書 2 手形 3 手形割引 4 公正証書		5 当貸(貸付専用型) 6 当貸(カードローン型) 7 電子記録債権割引													
返済方法		区分		1 一括 2 元金均等 3 元利均等(ローン) 4 不均等 5 当貸随時 6 当貸約定 7 商手落込													
返済条件		返		か月目から 月目まで 月毎 円		円		初回・最終回		円							
返済条件		年 月 日から 月 日		(不均等)													
この貸付で完済する保証がある場合など		保証番号		割引残高有無		1 無 2 有 ※割引根保証を要する		保証料返戻預金口座		種類		1 普通 2 当座					
								口座番号		() - () () () () () () () () () ()							
								口座名義(カナ)									
連帯保証人		保証人等明細に記入のとおりとします。						屋号付き口座などの申込入欄に記載した名称と異なる申込入名義の口座を指定する等の場合のみ、ご記入ください。									
担保の有無		1 無 2 有		担保種類		1 不動産 2 有価証券 3 商手 4 売債 5 その他()											
設定区分		1 協会 2 金融機関		担保流用区分		1 新規 2 既存(同条件) 3 既存(変更)											
備考(担保明細等)		※新規設定の場合は、必ず「不動産登記簿謄本」等の資料を添付してください。既存(変更)の場合は、以下に内容等をご記入願います。 また、担保番号や保証番号が分かる場合にはご記入願います。															
		(金融機関担保流用の場合の記入例)															
		年 月 日 ○○地方事務局○○支局															
		受付○○○○号 設定極度額○○千円の同順位条件															

当 店 取 引 状 況	年 月 日現在の残高		(取引開始 預金		年 月/融資		年 月)	
	当 座	千円	区 分	プロパー	保証協会付	保全状況		取引振り
	預 金	千円		融資	千円	不動産	千円	
	普通	千円		貸 付	千円	千円	1 優 良	
	定期性	千円		割 引	千円	預 金	千円	
	その他	千円		その他	千円	千円	2 良	
	合 計	千円	合 計	千円	千円	3 普 通		
						合 計	千円	4 新 規

申込入(代表者)の事業経験・業界知識		※最近の状況、返済能力、経営者の人物、取組方針等	
1 十分ある 2 普通 3 やや不足している		プロパーと保証協会付は分けてご記入ください。	
事業の将来性		代表者の個人預金その他関係固定性預金がある場合に記入ください。	
1 有 2 やや有 3 横這い 4 下降・後退			
申込入(代表者)の計数観念(決算・業績把握度)		信用保証委託申込書に申込入の押印がある場合を除き、必ず確認のうえご記入ください。	
1 十分に有 2 普通 3 やや不足している			
立地条件(商業・サービス業)、取引先状況(製造業ほか)			
1 良好 2 普通 3 不良			
今期中の焦付 1 発生していない 2 発生した(相手先)			

【確認状況記載欄】「申込書の内容を申込入が理解し、申込意思に基づいて正しく記載されていること」について、次の通り確認しております。

確認年月日	確認時間	確認方法	金融機関確認者
年 月 日	時 分	1 電話 2 来店面談 3 訪問面談 4 その他()	

第12 書類記入要領

記入要領3

保証条件変更申込書

協会受付印	
-------	--

滋賀県信用保証協会 行

次のとおり保証条件の変更をお願いします。その他の条件は従前のとおりとします。

令和 年 月 日
西暦

申込人	フリガナ 法 人 名	フリガナ 本 社 また は 住 所	〒 - 市 () 区 -
	フリガナ 氏 名 又 代表者名	フリガナ 営 業 所 また は 工 場 等	〒 - 市 () 区 -
	フリガナ 商 号		
	(個人の場合のみ記入)		
	資 本 金		
人	主たる業種		
	従たる業種		
	許認可等	1 不要 2 有 (当該事業に係る許認可等取得し、適法に事業を営んでいることを宣誓いたします)	

『申込人欄の記載方法』

代表者変更	⇒変更前 法人の署名	名
債務者変更(事業承継、法人成り等)	⇒変更前 債務者の署名	名
債務者変更(相続)	⇒現債務者の署名	名
代表者変更(旧代表者が死亡している場合)	⇒現法人の署名	名

協会顧客番号		※協会顧客番号や保証番号等は、金融機関でご記入ください。				
保証明細	①保証番号	※団信継続希望欄は、現在「保証協会団信」にご加入されている方のみ、ご記入ください。				
	当初借入額	円	借入残高	円	団信継続希望	1. 無 2. 有
	変更事項	1. 根保証変更 2. 債務引受 3. 連帯保証人変更 4. 期間延長/返済方法変更 5. 担保変更 6. 振出人変更・その他				
	②保証番号					
明細	当初借入額	円	借入残高	円	団信継続希望	1. 無 2. 有
	変更事項	1. 根保証変更 2. 債務引受 3. 連帯保証人変更 4. 期間延長/返済方法変更 5. 担保変更 6. 振出人変更・その他				
	③保証番号					
	当初借入額	円	借入残高	円	団信継続希望	1. 無 2. 有
理由	変更事項	1. 根保証変更 2. 債務引受 3. 連帯保証人変更 4. 期間延長/返済方法変更 5. 担保変更 6. 振出人変更・その他				
	④保証番号					
	当初借入額	円	借入残高	円	団信継続希望	1. 無 2. 有
	変更事項	1. 根保証変更 2. 債務引受 3. 連帯保証人変更 4. 期間延長/返済方法変更 5. 担保変更 6. 振出人変更・その他				

変更理由	※「期間延長/返済方法変更」の場合、該当する理由を○で囲んでください。								
	1. 売上利益減少 2. 回収長期化 3. 無付発生 4. 借入負担大 5. 代表者(本人)の病気、事故 6. 休業 7. 不動産売却による内入 8. 業況改善による返済増額 9. その他								

※根保証であっても、今回確定する場合および既に確定している場合は、期間延長/返済方法へご記入ください。

保証変更	1	該当	変更項目		変更後	該当	変更項目		変更後
	番号	極度額変更	有・無		円	番号	極度額変更	有・無	円
		① ② 期間短縮・延長	有・無		年 月 日		① ② 期間短縮・延長	有・無	年 月 日
		③ ④ 返済方法変更	有・無		随時弁済・約定弁済		③ ④ 返済方法変更	有・無	随時弁済・約定弁済

記入要領3

※債務引受人が2人以上の場合は、次の追加する連帯保証人の該当保証番号欄の右側にチェックをつけて利用してください。

債務引受人	該当保証番号		①	②	③	④	☐ 追加する連帯保証人欄として使用する。		
	種類	免責的	・	併存的	理由	1. 共同相続 2. 単独相続 3. 法人成り 4. 個人成り 5. 会社分割 6. その他			
	申込人関係	1 代表者 2 役員 3 事業承継予定者 4 親族(同一生計) 5 親族(同一生計外) 6 友人・知人 7 関連法人 8 その他()							
	氏名(又は法人名)	フリガナ _____					生年月日(又は 設立年月日)	西曆	明 大 昭 平 令
	住所	〒 [] [] [] - [] [] [] フリガナ _____					In () ー		
	職業	1 会社員 2 公務員 3 自営() 4 その他()					年収	百万円	
	保有資産状況	所有不動産 所在地					土地	m 時価合計	百万円
	1 無 2 有					建物	m 預金その他	百万円	
							m 負債残高	百万円	

※追加する連帯保証人が3人以上の場合は、債務引受の該当保証番号欄の右側にチェックをつけて利用してください。

連帯保証人	追加する連帯保証人明細								
	該当保証番号		①	②	③	④	☐ 複数債務引受人欄として使用する。		
	申込人関係	1 代表者 2 役員 3 事業承継予定者 4 親族(同一生計) 5 親族(同一生計外) 6 友人・知人 7 関連法人 8 その他()							
	氏名(又は法人名)	フリガナ _____					生年月日(又は 設立年月日)	西曆	明 大 昭 平 令
	住所	〒 [] [] [] - [] [] [] フリガナ _____					In () ー		
	職業	1 会社員 2 公務員 3 自営() 4 その他()					年収	百万円	
	保有資産状況	所有不動産 所在地					土地	m 時価合計	百万円
	1 無 2 有					建物	m 預金その他	百万円	
							m 負債残高	百万円	

保証人	該当保証番号		①	②	③	④	☐ 複数債務引受人欄として使用する。		
	申込人関係	1 代表者 2 役員 3 事業承継予定者 4 親族(同一生計) 5 親族(同一生計外) 6 友人・知人 7 関連法人 8 その他()							
	氏名(又は法人名)	フリガナ _____					生年月日(又は 設立年月日)	西曆	明 大 昭 平 令
	住所	〒 [] [] [] - [] [] [] フリガナ _____					In () ー		
	職業	1 会社員 2 公務員 3 自営() 4 その他()					年収	百万円	
	保有資産状況	所有不動産 所在地					土地	m 時価合計	百万円
		1 無 2 有					建物	m 預金その他	百万円
							m 負債残高	百万円	

変更	解除する連帯保証人							
	該当保証番号	①	②	③	④	氏名(又は法人名)		
	該当保証番号	①	②	③	④	氏名(又は法人名)		
	該当保証番号	①	②	③	④	氏名(又は法人名)		

第12 書類記入要領

記入要領3

4 期 間	① 最終期日が到来している場合、最終期日時点の残高 円										
	変更金額		円	=	現在残高		円	-	変更時内入額		円
	1. 元金均等(割賦) 年 月 日から 年 月 日まで か月毎 円										
	初回 年 月 日 から 年 月 日 まで か月毎 円										
	期間延長のみの場合もご記入ください。 現在残高は申込書記載日時点の残高を記載してください。(申込書の借入残高と同額)										
	2. 一括(返済) 年 月 日 に一括返済する。										
	3. 元金均等(ローン) 年 月 日から か月毎 最終期限 年 月 日										
	1. 年利 2. 月利 % ※4. 以上に当てはまらない場合は別紙を添付してください。(別紙 有・無)										
	最終期日が到来している場合は、必ずご記入ください。										
	延 長	② 最終期日が到来している場合、最終期日時点の残高 円									
変更金額		円	=	現在残高		円	-	変更時内入額		円	
1. 元金均等(割賦) 年 月 日から 年 月 日まで か月毎 円											
初回 年 月 日 から 年 月 日 まで か月毎 円											
2. 一括(満期) 年 月 日 に一括返済する。											
3. 元金均等(ローン) 年 月 日から か月毎 最終期限 年 月 日											
1. 年利 2. 月利 % ※4. 以上に当てはまらない場合は別紙を添付してください。(別紙 有・無)											
最終期日が到来している場合は、必ずご記入ください。											
返 済 方 法		③ 最終期日が到来している場合、最終期日時点の残高 円									
		変更金額		円	=	現在残高		円	-	変更時内入額	
	1. 元金均等(割賦) 年 月 日から 年 月 日まで か月毎 円										
	初回 年 月 日 から 年 月 日 まで か月毎 円										
	2. 一括(満期) 年 月 日 に一括返済する。										
	3. 元金均等(ローン) 年 月 日から か月毎 最終期限 年 月 日										
	1. 年利 2. 月利 % ※4. 以上に当てはまらない場合は別紙を添付してください。(別紙 有・無)										
	最終期日が到来している場合は、必ずご記入ください。										
	変 更	④ 最終期日が到来している場合、最終期日時点の残高 円									
		変更金額		円	=	現在残高		円	-	変更時内入額	
1. 元金均等(割賦) 年 月 日から 年 月 日まで か月毎 円											
初回 年 月 日 から 年 月 日 まで か月毎 円											
2. 一括(満期) 年 月 日 に一括返済する。											
3. 元金均等(ローン) 年 月 日から か月毎 最終期限 年 月 日											
1. 年利 2. 月利 % ※4. 以上に当てはまらない場合は別紙を添付してください。(別紙 有・無)											
最終期日が到来している場合は、必ずご記入ください。											
5 担 保 変 更 ／ 6 振 入 金 変 更 ・ そ の 他		該当保証番号		該当							
		① ② ③ ④		番号							
	変更事項		担保		差替	追加	解除	順位	所有者	地番、面積	極度額
	振入金変更		差替		追加	解除	限度変更	配分特約	その他		
	その他の変更及び具体的内容										
	条件担保としている担保内容に変更があった場合は、変更後の担保台帳及び変更となる物件の不動産登記簿謄本を添付してください。										

記入要領4

保証条件変更依頼書

滋賀県信用保証協会 行

令和
西暦 年 月 日

前述の申出について、適当と認めますので、保証条件の変更を依頼します。

金融機関	本・支店名	金融機関コード							代理貸
	代表者名	電話番号	() -						
		FAX番号	() -						
		担当部署・担当者							
		不在時連絡者							
		変更予定日	年 月 日						

協会顧客番号	申込 人	フリガナ

申込 人 営 業 状 況 ・ 金 融 機 関 所 見	1. 営業中 2. 転業() 3. 休廃業 4. 行方不明(個人)	
	1. 営業中(最近6か月間の平均月商 千円) 2. 休廃業 (本人又は代表者の年取 千円)	
	申込人(代表者)の事業経験・業界知識	所見
	1 十分ある 2 普通 3 やや不足している	
	事業の将来性	
	1 有 2 やや有 3 横這い 4 下降・後退	
	申込人(代表者)の計数観念(決算・業績把握程度)	
1 十分に有 2 普通 3 やや不足している		
立地条件(商業・サービス業)、取引先状況(製造業ほか)		
1 良好 2 普通 3 不良		
今期中の焦付 1 発生していない 2 発生した(相手先 千円)		

※変更内容が「期間延長／返済方法変更」に該当する場合は必ず「当店の取引状況」のうち、現在元金返済額／月をご記入ください。

当 店 と の 取 引 状 況	年 月 日	現在の残高	現在元金返済額／月	保全状況		
	当座	千円	プロパー貸付	千円	不動産	千円
	普通	千円	保証協会付	千円	預金	千円
	定期性	千円	千円	千円	千円	千円
	その他	千円	融 資	千円	千円	千円
	合計	千円	千円	千円	千円	千円
	千円	千円	千円	千円	千円	千円

※事故報告提出先で、変更内容が「期間延長／返済方法変更」に該当し、前回条件変更(「期間延長／返済方法変更」)以降のプロパー貸付への返済に約定返済以外が含まれている場合には、その理由を次から選択してください。

1. 担保処分	3. その他 (具体的内容)
2. 預金担保解約	

【確認状況記載欄】「申込書の内容を申込人が理解し、申込意思に基づいて正しく記載されていること」について、次の通り確認しております。

確認年月日	確認時間	確認方法	金融機関確認者
年 月 日	時 分	1 電話 2 来店面談 3 訪問面談 4 その他()	

記入要領5

年 月 日

確定決算書・申告書送付書

滋賀県信用保証協会

御中

※必要に応じ下欄に✓を入れてください

申込予定	☐	決算の状況	特に問題なし	☐
事前相談	☐		悪化の兆候あり ※	☐

金融機関名

支店名

担当者

どちらかにチェックをしてください

・売上減少、粗利率減少、営業赤字、現預金の減少、過多在庫、債務超過、CF不足、銀行格付け等の情報より、ご判断ください

※必要に応じて、保証協会の経営支援候補先となります。

今回送付の確定申告書 は、(1期分・2期分・3期分)です。

協会顧客番号	
フリガナ	
顧客名	主業種を記入 売上比率または、常時就労
《金融機関記載欄》	
主たる業種	(業種については、信用保証のサービスの業種一覧表)
具体的な事業内容 (必ずご記入ください)	(取扱品目 :) (主な販売先 :) * 直近決算における売上割合(複数業種兼業 :) (業 %)
期末従業員数 (人数をご記入ください)	(* 法人: 役員は除く、個人: 専従者を含まない) (* 法人については、「法人事業概況説明書」をご添付ください)
後継者 (○を付けてください)	専従・役員に有り その他に有り
資産 (○を付けてください)	土地・建物 土地のみ 建物のみ 無し (* 法人: 経営者を含む、個人: 経営者のみ) (* 固定資産の課税明細または評価証明がある場合は、ご添付ください。) (* 協会新規先の場合は、【法人】本社地、営業所、代取自宅、【個人】の場合自宅及び営業所の不動産謄本をご添付ください。)
【法人】会計参与設置	有 無 ※「有り」の場合は商業登記簿謄本をご添付ください。
個人情報に関する同意の有無 (✓を付けてください)	協会への情報提供について(協会の規定等) (個人に関する同意書) 取入が必要で ☐ 同意済み ※保証申込の際は「個人情報に関する同意書」を取入が必要で
個別注記表 (○を付けてください)	有 無 決算書(個別注記表・会計参与報告書)、法人商業登記簿謄本から確認し記入
個人創業年月 (* 新規先のみ記入)	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月

※本表は保証料率算出の基礎資料になりますので、正確にご記入くださいますようお願い致します。
※法人の決算書は読み取り機にてスキャンいたしますので、財務諸表(B/S、P/L、販管費明細、製造原価明細等)への書き込みは極力避けていただきますようお願い致します。
(別表や勘定科目明細、個人の申告書への書き込みは問題ありません)

《信用保証協会使用欄》

申込有	事前	業種コード	月数	入力者	印	担当者	印
-----	----	-------	----	-----	---	-----	---

決算書科目(勘定科目)	チェック	登録(置換)科目	受領印
当座預金マイナス計上あり(短期借入未計上)	有・無	預金と短期借入	
未済小切手計上あり	有・無	預金と相殺	
割引・裏書手形が脚注外にあり	有・無	脚注入力	
割引・裏書手形B/Sに計上	有・無	受取手形と相殺し脚注入力	
その他	有・無		
その他 特記事項			

記入要領6

事業再生計画実行状況等報告書(例)
滋賀県信用保証協会 御中

協会顧客番号	NNNNNNNNNN
住所	△県△市△〇1-1-1
法人名	株式会社〇〇〇〇
代表者名	代表取締役 △△ △△
または氏名	
報告対象事業年度	令和8年2月期

金融機関本・支店名

△△△信用金庫 ◆◆支店

支店長 △△ △△

代表者名

(担当者名: ○○ ○○ 電話番号: 000-000-0000)

令和 8 年 5 月 27 日

1. 報告対象事業年度における中小企業者からの四半期報告の状況

事業年度	令和7年7月20日
事業計画	《計画終了時の定額目標》売上総利益率2%引上改善 (当期の行動計画)累計売上総利益率2%引上改善 (計画終了時の定額目標)有利子負債キャッシュフロー倍率10倍以内 (当期の行動計画)貸倒損失率の減額、削減可能な経費の支出ルールの策定、広告宣伝費の見直し

報告日	中小企業者からの報告内容等	金融機関の対応等
第1 四半 期	報告日 令和7年7月20日 ※ 第10回の試算表を待参 《以下、社長からの報告》 「当金庫もよく利用するメンバーであり、SSなど」が全体的に上がっているが、販売数量に5Sが若干遅れているように思うので、定例のミーティングで各サブに注意した。	金融機関の対応等 当金庫もよく利用するメンバーであり、SSなど」が全体的に上がっているが、販売数量に5Sが若干遅れているように思うので、定例のミーティングで各サブに注意した。
第2 四半 期	報告日 令和7年10月22日 ※ 第20(上半期)の試算表を待参 《以下、社長からの報告》 「当金庫もよく利用するメンバーであり、SSなど」が全体的に上がっているが、販売数量に5Sが若干遅れているように思うので、定例のミーティングで各サブに注意した。	金融機関の対応等 当金庫もよく利用するメンバーであり、SSなど」が全体的に上がっているが、販売数量に5Sが若干遅れているように思うので、定例のミーティングで各サブに注意した。
第3 四半 期	報告日 令和8年1月22日 ※ 第30回の試算表を待参 《以下、社長からの報告》 「当金庫もよく利用するメンバーであり、SSなど」が全体的に上がっているが、販売数量に5Sが若干遅れているように思うので、定例のミーティングで各サブに注意した。	金融機関の対応等 当金庫もよく利用するメンバーであり、SSなど」が全体的に上がっているが、販売数量に5Sが若干遅れているように思うので、定例のミーティングで各サブに注意した。
第4 四半 期	報告日 令和8年5月9日 ※ 第40回の試算表を待参 《以下、社長からの報告》 「当金庫もよく利用するメンバーであり、SSなど」が全体的に上がっているが、販売数量に5Sが若干遅れているように思うので、定例のミーティングで各サブに注意した。	金融機関の対応等 当金庫もよく利用するメンバーであり、SSなど」が全体的に上がっているが、販売数量に5Sが若干遅れているように思うので、定例のミーティングで各サブに注意した。

2. 報告対象事業年度の中小企業者の決算状況

	実績 a	計画 b	計画比 a/b	(金額単位: 千円・百万円)
売上高	529,436	535,000	99.0%	計画達成・未達項目、特筆事項等
売上原価	420,893	427,500	98.5%	【売上総利益率】
売上総利益	108,543	107,500	101.0%	【売上総利益率】
販管費	20.9%	20.1%		【販管費率】
販管費用・一般管理費	95,868	95,973	99.9%	【販管費率】
役員報酬	9,600	9,600	100.0%	【役員報酬】
人件費 (税引外)	51,231	50,400	101.6%	【人件費】
水道光熱費	10,274	9,000	114.2%	【水道光熱費】
消耗品費	2,719	2,500	108.8%	【消耗品費】
賃借料	4,882	5,210	93.7%	【賃借料】
広告宣伝費	4,643	4,000	116.1%	【広告宣伝費】
交際費	589	900	65.4%	【交際費】
減価償却費	1,988	2,363	84.1%	【減価償却費】
その他	9,942	12,000	82.9%	【その他】
営業利益	12,675	11,527	110.0%	【営業利益】
営業外収益	2.4%	2.2%	100.0%	【営業外収益】
受取利息・割引料	2	2	100.0%	【受取利息・割引料】
営業外費用	4,964	4,829	102.8%	【営業外費用】
支払利息・割引料	4,199	4,379	95.9%	【支払利息・割引料】
その他	765	450	170.0%	【その他】
経常利益	7,713	6,700	115.1%	【経常利益】
特別損益	0	0	400.0%	【特別損益】
法人税等	1,652	1,464	112.8%	【法人税等】
当期利益	6,061	5,236	115.8%	【当期利益】
当期利益+減価償却費	8,048	7,998	100.9%	【当期利益+減価償却費】

※ 勘定科目は各企業の決算書に合わせて勘定入力してください。

3. 決算を踏まえた翌事業年度における重点課題、取組事項等

・経営管理の更なる徹底
・顧客アンケートの活用

4. 翌事業年度における金融機関及び認定経営革新等支援機関の経営支援の内容等

・顧客アンケート結果を店づくりに反映していく上で、より専門的なコンサルティングが必要であれば、外部専門家とのマンツーマン相談
・計画2期目目標達成に達しない場合は資金繰りには問題ないが、キャッシュフローが年間償還額(113百万)にまだ達していないので、引き続き資金繰りには注視していく。

第 13 金融機関向けよくあるご質問

令和8年6月30日更新

目 次

1【新規保証申込】	68
Q01 決算書に税務署の受付印がない場合はどうすればいいですか。	
Q02 他金融機関の利用状況、申込の有無、事前相談の有無などの相談はできますか。	
Q03 信用保証委託申込書・依頼書の記載ミス等で訂正をした場合はどうすればいいですか。	
Q04 保証制度名をどのように記入すればいいですか。	
Q05 カードローンや当座貸越の申込の際、実行日・期日が未確定のため期間(例えば24か月)ではいけませんか。	
Q06 設備資金で申込をした場合、資金使途の確認は必要ですか。	
Q07 既存保証制度を別の保証制度で借換えできますか。	
Q08 保証申込時の必要書類について教えてください。	
Q09 協会へ提出する印鑑証明書は写しでも可能ですか。また、FAXでの提出は可能ですか。	
Q10 個人情報の取扱いに関する同意書は申込の都度必要ですか。	
2【条件変更申込】	70
Q01 代表者変更、相続など条件変更の場合の申込書類の被保証人名はどうすればいいですか。	
Q02 債務者の変更や保証人の変更による変更申込の際にどのような書類を添付すればいいですか。	
Q03 新規保証申込時に印鑑証明書を提出していますが、同時期に提出した信用保証委託契約変更契約書にも印鑑証明書の添付が必要ですか。	
Q04 法人成りに伴う債務引受契約書や議事録は金融機関で準備するものですか。	
Q05 合併において、両債務者共に協会付融資がある場合、条件変更申込書は必要ですか。	
3【信用保証委託契約締結】	71
Q01 信用保証委託契約書について、日付はどの日を記入すればいいですか。また、日付を訂正する場合、どのように対応すればいいですか。	
Q02 令和3年7月以降、信用保証委託契約書が貸付実行後の提出となりましたが、日付はどの日を記入すればいいですか。また、従来通り保証申込と同時期の提出は可能ですか。	
Q03 信用保証委託契約書の署名についてゴム印でもいいですか。	
Q04 法人の場合、肩書きの記入は必要ですか。	
Q05 信用保証委託契約書の住所を訂正する場合、訂正はどのようにすればいいですか。	
Q06 信用保証委託契約書の借入要項を訂正する場合はどのようにすればいいですか。	
Q07 信用保証委託申込時に添付する印鑑証明書の日付はどのように考えればいいですか。	
Q08 連帯保証人を取り入れる場合、保証意思確認はどのようにしますか。	

- Q09 信用保証委託契約書を送付する場合、信用保証書に添付されている専用の「送付書」を使用しなければいけません。
- Q10 設備資金対応時など、事後条件書類がある場合、信用保証委託契約書は他の事後条件書類とともに送付すればいいですか。
- 4【保証決定】 73
- Q01 保証決定後の取下げや信用保証書の訂正はどうすればいいですか。
- Q02 内定条件に別件同時発行とあり決定にならないのはなぜですか。
- Q03 信用保証書(保証決定通知書)に保証期間〇〇か月と表示されていますが、始期と終期(期日)の考え方を教えてください。
- Q04 保証決定までに信用保証料を教えてください。可能かどうか。
- Q05 保証決定後、信用保証書の有効期限を延長したい場合はどうすればいいですか。
- 5【信用保証料】 74
- Q01 信用保証料率の割引制度はありますか。
- Q02 信用保証料の差引計算とは何ですか。
- Q03 信用保証料を分割支払いしている場合は、予め支払期日が定まっていますが、前もって支払うことは可能ですか。
- Q04 繰り上げ完済すると信用保証料はいつ返戻されますか。
- 6【担保】 75
- Q01 保証協会での不動産担保設定をするときの登録免許税はいくらですか。
- Q02 不動産担保設定時の印鑑証明書は何通用意すればいいですか。
- Q03 担保差入承諾書(確認書)について、印鑑証明書は必要ですか。
- Q04 (根) 抵当権の一部放棄申請書に印鑑証明書の添付は必要ですか。
- Q05 既完済先の(根) 抵当権放棄証書について、放棄日の指定はありますか。
- 7【議事録】 76
- Q01 申込企業と担保提供企業(いずれも株式会社)が異なり代表者が同一人物の場合に、株主総会議事録または取締役会議事録をとるように求められますが、これはなぜですか。
- Q02 議事録について原本を取り入れず会社の原本証明のある写しを取り入れるのはなぜですか。
- Q03 株主総会議事録または取締役会議事録の様式は、保証協会で定められたものですか。
- Q04 株主総会議事録または取締役会議事録に出席取締役及び監査役の記名・押印を求めているのはなぜですか。
- Q05 株主1名、取締役1名で同一人物の場合でも議事録は必要ですか。
- Q06 株主総会議事録の株主を確認する必要はありますか。

- 8【諸報告書】 77
- Q01 カードローンの終了報告書の記入について教えてください。
- Q02 取引店舗の変更が発生した場合はどのような報告が必要ですか。
- 9【団信】 77
- Q01 保証協会団信の特約料はいくらですか。
- Q02 保証協会団信の特約料はいつ支払うことになりますか。また、事前案内はありますか。
- Q03 保証協会団信について、申込後の流れを教えてください。保証協会団信の審査結果を見て融資の可否を判断することは可能ですか。
- Q04 保証協会団信付きの借入を借換えすることとしました。借換え後も保証協会団信に加入する場合、特約料はどうなりますか。



1【新規保証申込】

Q01 決算書に税務署の受付印がない場合はどうすればいいですか。

回答

税務署の受付印の確認は必須とはしていませんが、審査上の判断で提出をお願いする場合があります。

Q02 他金融機関の利用状況、申込の有無、事前相談の有無などの相談はできますか。

回答

他金融機関の利用状況等は原則お答えできません。お客様からの個人情報の同意書、借入金の明細等をお取り入れのうえ、審査担当者にご相談ください。

Q03 信用保証委託申込書・依頼書の記載ミス等で訂正をした場合はどうすればいいですか。

回答

記載ミスは、二重線にて訂正してください。ただし、金額及び顧客名の訂正は差し替えをお願いします。また訂正箇所によっては差し替えをお願いする場合があります。

信用保証委託契約書の訂正については、後記3【信用保証委託契約締結】をご参照ください。

Q04 保証制度名をどのように記入すればいいですか。

回答

略称でも構いませんので当協会の保証制度名がわかるようにご記入ください。

当協会から送付している「保証制度セレクション」ならびに滋賀県商工労働部が発行されている「中小企業金融のしおり」をご参照ください。

Q05 カードローンや当座貸越の申込の際、実行日・期日が未確定のため期間(例えば24か月)ではいけませんか。

回答

カードローンや当座貸越等の根保証は、通常の数月保証とは異なり、確定日保証という保証形態となるため、期日を確定させる必要があります。そのため、信用保証依頼書には必ず貸付予定日と期日をご記入ください。

例えば

貸付予定日:令和8年4月10日

保証期日 :令和10年4月10日 とご記入ください。

(P15 第4 保証申込手続 参照)

Q06 設備資金で申込をした場合、資金使途の確認は必要ですか。

回答

資金使途の確認は必ず行ってください。保証申込後、保証決定までに「確認書(設備設置)」(注1)に必要事項を記入していただき、当協会にご提出ください。

ご記入の際は、「設備完了予定日」の記入漏れがないようご確認をお願いします。

また、融資実行後には「完了報告書(設備設置)」(注2)に使途確認資料を添付してご提出ください。

(注1)(注2)当協会HP掲載 信用保証のてびき 様式集<保証業務編>様式4、様式5 参照

Q07 既存保証制度を別の保証制度で借換えできますか。

回答

借換えできます。

ただし、責任共有制度対象の保証制度を責任共有制度対象外の保証制度で借換えることはできません。

また、既往保証付借入の取扱内容(利用制度等)によっては、借換える対象にならない場合があります。

ご不明な点につきましては、当協会の審査担当者にご相談ください。

Q08 保証申込時の必要書類について教えてください。

回答

保証申込時の必要書類は下表の通りです

資料名	必要書類
確定申告書(決算書)	直近2期分(写し) (別表及び勘定科目内訳明細のあるもの)
商業登記簿謄本	初回は原則必要(写し可) 2回目以降は変更がある場合など必要に応じて提出
定款(写)	原則不要。法人成り時等必要に応じて徴求
印鑑証明書	初回は原則必要(写し可、最近3か月以内のもの、FAX不可) 2回目以降は変更がある場合など必要に応じて提出
保証協会団信加入意思確認書	不要(ただし、添付されることは妨げない。)

Q09 協会へ提出する印鑑証明書は写しでも可能ですか。また、FAXでの提出は可能ですか。

回答

可能です。ただし、必ず原本をコピーしたものをご提出ください。PDFを印刷したものやFAXでの提出は不可です。

Q10 個人情報の取扱いに関する同意書は申込の都度必要ですか。

回答

個人情報の取扱いに関する同意書は包括同意書となっているため、1度提出があれば以降の提出は不要です(他金融機関からの申込を含む)。

2【条件変更申込】

Q01 代表者変更、相続など条件変更の場合の申込書類の被保証人名はどうすればいいですか。

回答

各手続きによって、次のとおりのお名前でお申込みください。

- 代表者変更
変更前または現法人 ただし、旧代表者が死亡の場合は、現法人
- 被保証人変更(事業承継、法人成り等)
変更前被保証人
- 被保証人変更(相続)
現被保証人

Q02 債務者の変更や保証人の変更による条件変更申込の際にどのような書類を添付すればいいですか。

回答

一般的に添付いただく書類は次のとおりです。しかし、審査上の判断でこれ以外の書類が必要となる場合もありますので、内定条件のご確認をお願いします。

○債務者変更

- 法人成り
印鑑証明書(法人・代取)、商業登記簿謄本(写し可、3か月以内のもの)、定款(写し)、廃業届(代取)
- 個人戻り
印鑑証明書(法人・個人)、解散登記のある商業登記簿謄本(写し)、開業届(個人)
- 事業承継
印鑑証明書(新事業主・旧事業主)、個人情報同意書(新事業主)、開業届(新事業主)、廃業届(旧事業主)
- 相続
印鑑証明書(事業承継者)、個人情報同意書(事業承継者)、開業届(事業承継者)、住民票(除票の写し)

○保証人変更

- 保証人加入
印鑑証明書(被保証人、加入保証人)、個人情報同意書(加入保証人)、加入保証人の保証人調書・不動産調べ等
(代表者変更の場合は、商業登記簿謄本も必要です。)
- 保証人脱退
印鑑証明書(被保証人、引続き加入の保証人)
なお、印鑑証明書は提出不要の場合がありますので、詳しくは後掲Q03を参照ください。

Q03 新規保証申込時に印鑑証明書を提出していますが、同時期に提出した信用保証委託契約変更契約書にも印鑑証明書の添付が必要ですか。

回答

新規保証申込時に印鑑証明書を提出していただいている場合は、改めての提出は不要です。
(変更契約書が複数ある場合は共用します。)

また、令和3年4月以降に印鑑証明書を提出していただいております、印影及び住所等記載内容に変更がなければ、新規保証申込時の提出も不要となります。

Q04 法人成りに伴う債務引受契約書や議事録は金融機関で準備するものですか。

回答

債務引受契約書や議事録は、当協会が作成し金融機関へ送付します。

なお、議事録については、取引金融機関が複数ある場合は金融機関毎に送付しています。
議事録についての詳細は、議事録の項目をご参照ください。

Q05 合併において、両債務者共に協会付融資がある場合、条件変更申込書は必要ですか。

回答

条件変更申込書の取入れは必要ありません。一般的に必要な書類は次のとおりです。

被保証人名称住所等変更届出書、商業登記簿謄本(合併後(写し可、3か月以内のもの))、
定款(存続会社)(写し)、合併契約書、合併議事録

3【信用保証委託契約締結】

Q01 信用保証委託契約書について、日付はどの日を記入すればいいですか。また、日付を訂正する場合、どのように対応すればいいですか。

回答

本契約書に署名捺印いただいた日付を記入し、元号・西暦の何れかに○印をしてください。もし二重線をひかれた場合は契約書に署名いただいているすべての方の訂正印を押印してください。

Q02 令和3年7月以降、信用保証委託契約書が貸付実行後の提出となりましたが、日付はどの日を記入すればいいですか。また、従来通り保証申込と同時期の提出は可能ですか。

回答

信用保証委託契約書に署名・捺印いただいた日付をご記入ください。

同契約書は金銭消費貸借契約書等と同時に取り入れていただくことを想定していますが、従来通り、保証申込と同時期に提出いただいても差し支えありません。

Q03 信用保証委託契約書の署名についてゴム印でもいいですか。

回答

個人の署名は必ず自署をお願いします。法人の署名はゴム印でも構いませんが、部分的に欠けていることがないよう鮮明に押されていることを確認してください。

また、法人のゴム印が印鑑証明書の内容と相違していないことも併せて確認してください。

Q04 法人の場合、肩書きの記入は必要ですか。

回答

法人の印鑑証明書に記載されている『代表取締役』等の肩書きは必ずご記入ください。抜けている場合は取り直しをお願いすることになります。

Q05 信用保証委託契約書の住所を訂正する場合、訂正はどのようにすればいいですか。

回答

訂正する部分に二重線を引いたうえで署名者の訂正印を押印してください。

Q06 信用保証委託契約書の借入要項を訂正する場合はどのようにすればいいですか。

回答

訂正する部分に二重線を引いたうえで契約書に署名いただいているすべての方の訂正印を押印してください。ただし、金額の訂正は無効です。

Q07 信用保証委託申込時に添付する印鑑証明書の日付はどのように考えればいいですか。

回答

最近3か月以内のものをご準備ください。

Q08 連帯保証人を取り入れる場合、保証意思確認はどのようにしますか。

回答

実質経営者など個人を連帯保証人に取り入れる場合は、原則として保証承諾前1か月以内に「保証意思説明公正証書」を作成し、当該個人の保証意思を確認することが必要です。関係人によっては公正証書が不要となる場合がありますので、詳しくは審査担当者までご相談ください。

公正証書が不要となる場合は、金融機関において「連帯保証承諾書」(注1)に必要な事項をご記入のうえ連帯保証人に署名・捺印いただき、金融機関面談代行欄に面談時の状況等を記入し、面談者名・申込金融機関名・支店長名のご記入をお願いします。

法人が連帯保証をされる場合は株主総会(または取締役会)議事録が必要となります。

(注1)当協会HP掲載 信用保証のてびき 様式集《保証業務編》様式3 参照)

Q09 信用保証委託契約書を送付する場合、信用保証書に添付されている専用の「送付書」を使用しなければいけませんか。

回答

基本的には専用の「送付書」の使用をお願いします。なお、金融機関所定の送付書を使用された場合、専用の「送付書」のみを当協会に送付いただく必要はありません。

Q10 設備資金対応時など、事後条件書類がある場合、信用保証委託契約書は他の事後条件書類とともに送付すればいいですか。

回答

信用保証委託契約書は、取り入れ後速やかに送付してください。事後条件書類の送付が遅くなる場合は、先に信用保証委託契約書の送付をお願いします。

なお、委託契約書送付の際は、専用の「送付書」(Q09参照)はコピーしてご使用ください。

4【保証決定】

Q01 保証決定後の取下げや信用保証書の訂正はどうすればいいですか。

回答

保証決定後、何らかの事情で融資実行に至らない場合は、「信用保証書再発行及び取消依頼書」(注1)に必要事項をご記入のうえ、信用保証書の原本一式を添付してご提出ください。

また、融資内容と信用保証書の内容が相違する場合は、融資実行までに同依頼書に信用保証書の原本一式を添付してご提出ください。

なお、電子保証書交付サービスをご利用の金融機関は同依頼書のみをご提出ください。

(注1)当協会HP掲載 信用保証のてびき 様式集<<保証業務編>>様式10 参照

Q02 内定条件に別件同時発行とあり決定にならないのはなぜですか。

回答

返済緩和や債務者変更等の条件変更の際、複数の保証がある場合は保証決定を同時にさせていただく場合があります。この時、他の金融機関に内定条件があれば、それが完備するまで保証決定は出来ません。

Q03 信用保証書(保証決定通知書)に保証期間〇〇か月と表示されていますが、始期と終期(期日)の考え方を教えてください。

回答

保証期間が60か月の場合、期日は貸付実行日の5年後の応当日が最大となります。

例えば、令和5年5月30日に貸付実行された場合、期日は令和10年5月30日が最大、令和10年5月1日が最小となり、期日を設定できる範囲は令和10年5月1日から令和10年5月30日の間となります。

なお、期日を令和10年4月30日とした場合は保証期間が59か月、令和10年5月31日とした場合は保証期間が61か月となりますのでご注意ください。

(P29 第8 保証期間の始期と終期 参照)

Q04 保証決定までに信用保証料を教えてください。ことは可能ですか。

回答

信用保証料は、保証決定をした時点で確定するため、保証決定までにお伝えできるのは概算金額となります。概算金額は、実際の信用保証料と相違する場合がありますのでご注意ください。

(P33 第9 信用保証料 参照)

Q05 保証決定後、信用保証書の有効期限を延長したい場合はどうすればいいですか。

回答

「信用保証書有効期限延長依頼書」(注1)に必要事項をご記入のうえ、ご提出ください。信用保証書の原本一式の添付は不要です。なお、「保証料差引計算有り」となっている案件の有効期限延長はできませんので、審査担当者にご相談ください。

(注1)当協会HP掲載 信用保証のてびき 様式集《保証業務編》様式9 参照

5【信用保証料】

Q01 信用保証料率の割引制度はありますか。

回答

「会計参与設置会社」に対する割引があります。

他に、一部の保証制度で有担保(不動産等)の場合、割引を行っています。

詳細については、「保証制度セクション」をご覧ください。

Q02 信用保証料の差引計算とは何ですか。

回答

回収条件付の保証(借換保証)は、信用保証料が差引計算となります。差引保証料とは、新規保証料から借換えする保証の返戻保証料を差し引いた信用保証料です。借換えを含む保証について、お客様には差引保証料にて信用保証料を支払っていただくこととなります。

ただし、次の場合は差引計算対象外となります。

○今回の保証について

- ・新規保証料額より返戻保証料額の方が多い場合
- ・連帯債務保証
- ・信用保証料を分割支払いする保証
- ・複数保証で同一既保証を回収する場合
- ・不均等返済の場合

○被回収保証について

- ・返戻保証料額が1,000円以下の場合
- ・融資実行前に完済される場合
- ・連帯債務保証及び債務引受後の保証

Q03 信用保証料を分割支払いしている場合は、予め支払期日が定まっていますが、前もって支払うことは可能ですか。

回答

前もってお支払いいただいても差し支えありません。

Q04 繰り上げ完済すると信用保証料はいつ返戻されますか。

回答

原則完済日の翌月10日前後に振込希望先確認のため、当協会よりお客様宛に「保証料返戻口座確認書」を送付します。返戻の手続きは、この確認書で返戻口座を確認してからとなります。

毎月20日頃までに返戻口座が確認できたお客様には、同月末の前日に返戻する信用保証料を振込みいたします。返戻口座の確認が20日以降になりますと、その翌月末となる可能性があります。

6【担保】

Q01 保証協会で不動産担保設定をするときの登録免許税はいくらですか。

回答

1000分の2.0が登録免許税となります。

Q02 不動産担保設定時の印鑑証明書は何通用意すればいいですか。

回答

担保設定のため司法書士（法務局）へ提出用として1通が必要です。ただし、担保提供者が第三者の場合は担保差入承諾書にも1通必要となります。なお、設定登記完了後、協会宛に提出いただく担保設定契約書への添付は不要です。

Q03 担保差入承諾書（確認書）について、印鑑証明書は必要ですか。

回答

必要です。担保提供者の意思を確認し、後日の争い（担保否認等）を防ぐために担保差入承諾書（確認書）と共に印鑑証明書の取り入れをお願いしています。ただし、署名捺印いただく方から令和3年4月以降に印鑑証明書を一度提出いただいており、印影及び住所等記載内容に変更がなければ不要です。

Q04 （根）抵当権の一部放棄申請書に印鑑証明書の添付は必要ですか。

回答

（根）抵当権の放棄申請書に署名・捺印いただく方から予めご提出いただいている一番直近の印鑑証明書と同一の印影で、住所等記載内容に変更がなければ不要です。

Q05 既完済先の（根）抵当権放棄証書について、放棄日の指定はありますか。

回答

放棄日に指定はありません。任意の年月日をご記入ください。

7【議事録】

Q01 申込企業と担保提供企業(いずれも株式会社)が異なり代表者が同一人物の場合に、株主総会議事録または取締役会議事録をとるように求められますが、これはなぜですか。

回答

代表者が担保提供する株式会社への利益相反行為となるからです。このような場合、担保提供を行う株式会社において株主総会(取締役会設置会社にあつては取締役会)の承認が必要となります。

株主総会(取締役会設置会社にあつては取締役会)において決議があったことを確認するため議事録の写しを提出していただくこととしています。

Q02 議事録について原本を取り入れず、会社の原本証明のある写しを取り入れるのはなぜですか。

回答

株主総会、取締役会の議事録は、いずれも開催から10年間本店に備え置きが義務付けされています。(会社法第318条第2項、第371条、罰則につき会社法第976条第8項)そのため、株式会社の原本証明のある写しを提出していただいています。

Q03 株主総会議事録または取締役会議事録の様式は、保証協会で定められたものですか。

回答

株主総会議事録、取締役会議事録の記載事項は、ともに会社法施行規則に定められています。(会社法施行規則第72条、第101条)

これに基づく必要項目を記載したものを当協会で作成しています。

Q04 株主総会議事録または取締役会議事録に出席取締役及び監査役の記名・押印を求めているのはなぜですか。

回答

株主総会議事録の場合は、会社法において出席取締役及び出席監査役の押印は求められていません。

しかし、当協会では改ざん防止の観点等から代表取締役については会社の実印を、他の出席取締役及び出席監査役の署名・捺印をお願いしています。

なお、代表取締役以外の印鑑証明書は求めています。

Q05 株主1名、取締役1名で同一人物の場合でも議事録は必要ですか。

回答

利益相反の問題は起こらないため、株主と取締役が同一人物であり、かつ他に株主と取締役がいない場合は、「決定書」(議案の内容を記載し「以上につき決定した」と結ぶ)での対応も可能です。しかし、当協会の実務では「議事録」にて対応しています。

Q06 株主総会議事録の株主を確認する必要がありますか。

回答

株主総会議事録は、あくまでも会社の内部資料であり、その写しを代表取締役が証明している以上、金融機関にとって通常の取引を行っている中で株主総会について特に疑念を持つようなことがない限り確認の必要はありません。

8【諸報告書】

Q01 カードローンの終了報告書の記入について教えてください。

回答

当座貸越・カードローン・流動資産担保融資保証などが解約された場合に「当座貸越・カードローン・流動資産担保融資保証終了報告書」(注1)で報告をお願いします。

なお、報告書の記入について

《極度額》……………解約時点の極度額

終了日は解約処理をされた日付をご記入ください。

(注1)当協会HP掲載 信用保証のてびき 様式集《保証業務編》様式18 参照

Q02 取引店舗の変更が発生した場合はどのような報告が必要ですか。

回答

「取扱店舗変更届出書」(注1)で報告をお願いします。

当初貸付実行された支店からではなく移籍管理を受けた支店から当協会に報告してください。

(注1)当協会HP掲載 信用保証のてびき 様式集《保証業務編》様式15 参照

9【団信】

Q01 保証協会団信の特約料はいくらですか。

回答

特約料は融資金額・融資期間によって異なります。参考としてP49 2「保証協会団信」特約料の目安をご覧ください。また、全国信用保証協会連合会ホームページでもシミュレーション出来ますので、ご活用ください。

Q02 保証協会団信の特約料はいつ支払うことになりますか。また、事前案内はありますか。

回答

団信特約料は年に1回、全国信用保証協会連合会が収納事務を委託している第一生命カードサービス(株)より事前にご案内の上、指定口座より振替えます。

振替日は、初回は融資実行月の翌月28日、次年度以降は融資実行月の28日です。

なお、特約料のご案内(通知)は、「保証協会団信申込書兼告知書」にご記入いただいた申込者住所へ引落日の約2週間前に郵送されます。

Q03 保証協会団信について、申込後の流れを教えてください。保証協会団信の審査結果を見て融資の可否を判断することは可能ですか。

回答

保証承諾後、保証協会団信の関係書類を協会から保険会社宛に送付します。その後、保険会社にて保険引受可否の判断をされます。通常、融資の可否と保険引受の可否は独立したものとなります。金融機関または申込者の希望により、保証協会団信の審査結果を見て融資の可否を判断いただくことは可能ですが、融資実行日が「保証協会団信申込書兼告知書」記載の「告知日」から120日以内となるよう注意してください。

Q04 保証協会団信付きの借入を借換えすることとしました。借換え後も保証協会団信に加入する場合、特約料はどうなりますか。

回答

保証協会団信は案件ごとの加入ですので、借換え後の保証についても特約料を負担いただくこととなります。特約料は掛け捨てですので、中途脱退または繰り上げ完済があった場合でも原則お返し出来ません。



MEMO



A series of horizontal lines for writing, spanning the width of the page below the character.

MEMO



MEMO



琵琶湖

滋賀県信用保証協会 「コラボしが21」7階・8階



アクセスの ご案内

- JR琵琶湖線 大津駅より徒歩 約20分
- 膳所駅より徒歩 約15分
- 膳所駅より京阪電車のりかえ石場駅より徒歩 約4分
- 近江鉄道バス 「商工会議所前」下車 約2分

	部署名		直通電話番号	FAX	業務担当区分
7階	保 証 部	保証第1課	077-511-1321	077-524-7030	保証申込受付・保証審査調査・金融相談・事業承継支援
		保証第2課	077-511-1322		保証審査調査・創業支援・創業相談
		創業支援課	077-511-1320		保証書発行・契約・担保等事務管理
		事務統括課	077-511-1325		経営支援・再生支援・事業承継支援
	経営支援部	経営支援課	077-511-1323		経営相談・経営支援・事業承継支援
		経営相談課			
	管 理 部	管理第1課	077-511-1330		077-521-2189
管理第2課		077-511-1360	延滞債務管理・代位弁済		
調 整 課		077-511-1340	人事・庶務・経理		
8階	総務企画部	総 務 課	077-511-1300	保証業務企画・推進・広報・諸計画進行管理	
		企 画 課	077-511-1310	システム企画・運用・管理・デジタル化の推進等	
		システムデジタル課	077-511-1315		

〒520-0806 大津市打出浜2-1 「コラボしが21」 7階・8階

TEL 077-511-1300 (代表)

<https://www.cgc-shiga.or.jp>

滋賀県信用保証協会

検索



きっかけは、その保証でありたい
滋賀県信用保証協会

